

花巻市まちづくり総合計画 長 期 ビ ジ ョ ン

(素案)

《 目 次 》

本 編

第1章 序論	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の基本的事項	2
第2章 市の現状と将来の見通し	3
第1節 本市を取り巻く社会情勢と課題	3
第2節 主要指標の見通し	5
1 人 口	5
2 交流人口	7
3 産業構造	8
第3節 財政見通し	11
第3章 長期ビジョン	14
第1節 将来都市像	14
第2節 まちづくりの分野とその目指す姿	15
第3節 将来都市像の実現に向けた体系	16
第4節 まちづくりの基本政策	17
1 「しごと」分野	19
2 「暮らし」分野	22
3 「人づくり」分野	26
第5節 まちづくりの基盤となる政策	29
4 「地域づくり」分野	30
5 「行政経営」分野	31
第6節 計画推進にあたっての市民と市の役割	33
第7節 土地利用の基本的な考え方	34
第4章 地区ビジョン	37
第1節 地区ビジョンについて	37
第2節 コミュニティ地区一覧	37
第3節 地区別ビジョン	39

資 料 編

- まちづくり総合計画策定の経過（未掲載）
- 市民参画・協働（未掲載）
- 財政状況
- 地区ビジョン【資料編】（未掲載）
- 用語解説

第 1 章 序論

第 1 節 計画策定の趣旨

少子高齢化と人口減少社会の到来、地方分権*の進展、更には東日本大震災のような予期せぬ災害の発生の可能性なども含め、本市を取り巻く社会情勢は今後も大きく変化していくと予想される中、市政の運営にあたっては、この変化に柔軟に対応し、自らの判断と責任でまちづくりを進めていくことが求められています。

このような中、地方分権の進展に伴う地方自治法の改正により、市町村基本構想の策定義務は廃止されましたが、本市が目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を市民と共有し、共に取り組んでいくために、これまでの形式にとらわれない独自の総合計画を新たに策定することとしました。

計画の策定にあたり設置した総合計画市民会議では、委員の皆さんに 10 年後の本市がどのようなまちになっていけばいいのか、そのために市はどのようなことに取り組んでいけばいいのか、さらには、市民が果たすべき役割は何かについて真摯に議論いただきました。

この市民会議からの提言をもとに、計画には、将来都市像のほか、まちづくりの分野、政策、施策の階層ごとに目指す姿を掲げ、その実現に向け進むべき基本的な方向性を示しています。

こうして策定した「花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン」は、道路や建物の建設など事業の実施について明示する計画ではなく、今後 10 年間のまちづくりの指針となるもので、本計画で示す目指す姿の実現に向けては、この指針に沿って、その時々社会経済情勢に対応し、課題解決に最も有効な手段となる事業を選択し、施策を展開していくものです。

第2節 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

本計画は、花巻市まちづくり基本条例*（平成20年条例第24号）第18条に規定する総合的な市政運営の基本となる計画として策定するものです。

2 計画期間

本計画は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）の10年間を計画期間とします。

3 地区ビジョン

市内27地区のコミュニティ会議*が作成した地区の長期的な将来像である「地区ビジョン」を本計画に掲げ、総合計画と一体で推進します。

4 計画の推進

本計画を着実に実行するため、中期（3～4年）ごとの施策の展開と目標値を示す「中期プラン」を策定し、評価・検証を行い、必要な見直しを図るなど進行管理を行います。

中期プランの計画期間

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第1期プラン(3年)									
	評価・見直し		第2期プラン(3年)						
				評価・見直し		第3期プラン(4年)			

第2章 市の現状と将来の見通し

第1節 本市を取り巻く社会情勢と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行

平成22年（2010年）の国勢調査によると、日本の人口は1億2,805万7,352人と調査開始以来、初めて減少に転じた平成17年（2005年）の調査からは横ばいで推移していますが、三大都市圏等の9都府県を除く38道府県で人口が減少しており、65歳以上の老年人口は、全体の23%を占め、ほぼ4人に1人が高齢者という世界で最も高い水準となっています。一方、厚生労働省の人口動態統計によると、平成22年の合計特殊出生率*は1.39と平成17年の1.26からは、やや増加傾向にはあるものの、依然として少子化の進行に歯止めがかからない状況です。

本市においても、平成22年の国勢調査における人口が10万1,438人と平成17年の調査に比べ3,500人余り減少しており、老年人口は28%を超える状況となっています。合計特殊出生率についても、平成22年（2010年）において1.47と少子化が進行しています。今後もこの傾向が続くと見込まれることから、人口減少と少子高齢化に対応したまちづくりを進めていくことが必要となっています。

2 グローバル化の進行

交通や通信手段の発達と相まって、市場経済が全世界に広がり、国境を越えた資本と労働力の移動や、国と国との経済の相互依存関係の高まりなど、グローバル化が急速に進展しており、中国をはじめアジア各国が著しい経済成長を遂げています。国内でも貿易自由化への動きや企業の海外事業の拡大が活発化する一方で、世界規模の変化や競争の渦に巻き込まれることにより、様々なリスクが懸念されています。

本市においても、グローバル化による地域産業への影響を考慮しながら、経済や観光など様々な分野において、世界的な視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要となっています。

3 地方分権の進展と市民参画*・協働*の浸透

平成12年（2000年）の「地方分権一括法」の施行以来、地方分権の動きが確実に進んでおり、地方自治体は、これまでの画一的な行政運営を見直し、選択と集中による実効性のある行政サービスの実施と地域の実情に沿った個性あふれる地域づくりを進めています。また、それに合わせて、市民が積極的に行政に参画する機会が拡充されるとともに、地域やNPO、企業等が身近な分野で公共的なサービスの担い手となる活動が広がりを見せており、各地で市民主体のまちづくりが行われています。

本市においても、引き続き、自らの責任と判断により実行する自立した自治体の確立に向け、市民参画*と協働*によるまちづくりを進めていくことが必要となっています。

4 東日本大震災の影響

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、多くの尊い生命が失われるなど甚大な被害をもたらし、日本の経済情勢にも大きな影響を及ぼしたほか、市民の意識にも様々な影響を与えました。

震災の経験を通して、これまで失われがちであった家族や地域コミュニティによる「絆」の大切さが再認識されたほか、災害に対する危機管理のあり方について、国や自治体のみならず、地域や企業においても大きく見直すきっかけとなりました。

また、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、エネルギー問題も含めて次世代に渡る大きな課題となり、改めて環境に対する意識が高まることとなりました。

本市においても、これまで進めてきた「互助」や「結い」による地域づくりの継続や自然災害など様々な危機から市民の生命と財産を守るための総合的な危機管理とともに、市民や企業と連携した環境問題への取り組みなど震災の経験を生かしたまちづくりを進めていくことが必要となっています。

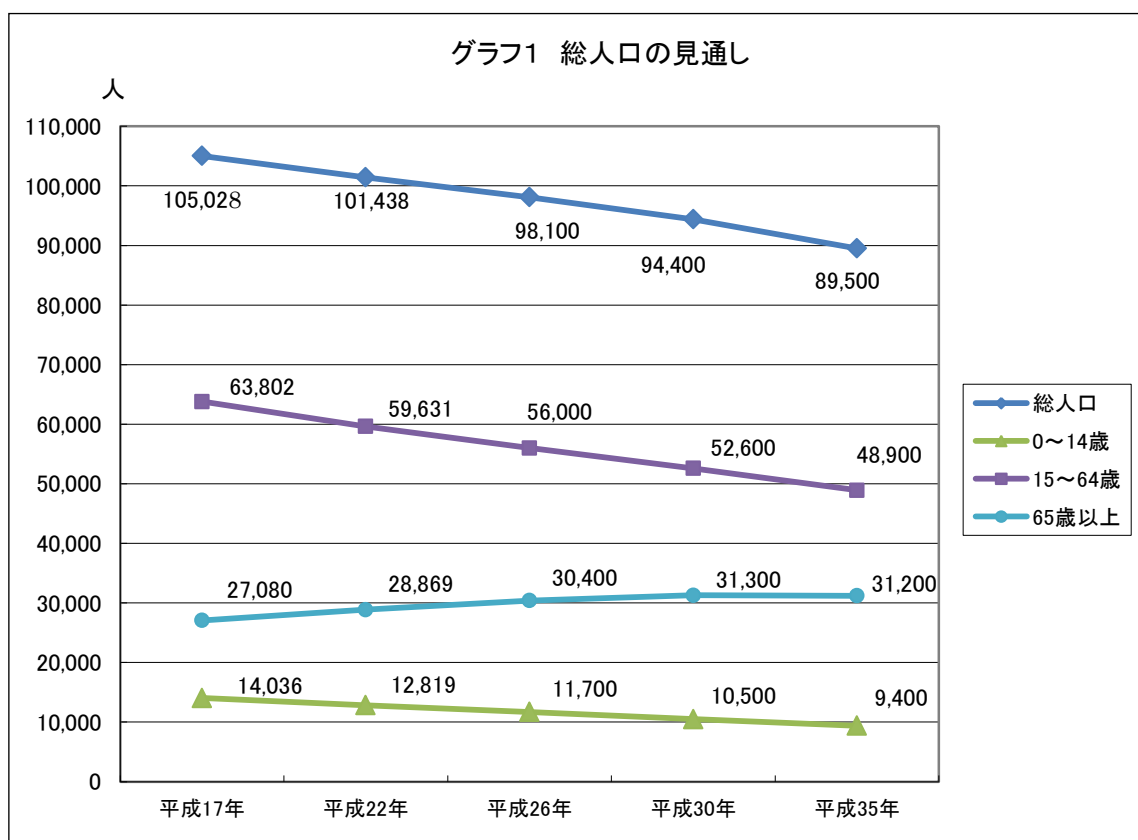
第2節 主要指標の見通し

1 人口

(1) 人口

全国的に人口減少が進行する中、本市においてもその流れが顕著となっており、本計画期間の最終年である平成35年(2023年)には90,000人を切るものと推測します。

年齢構成別では、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳～64歳)が減少傾向となる一方、老年人口(65歳以上)は増加を続け、平成35年には総人口の約35%になると見込みます。



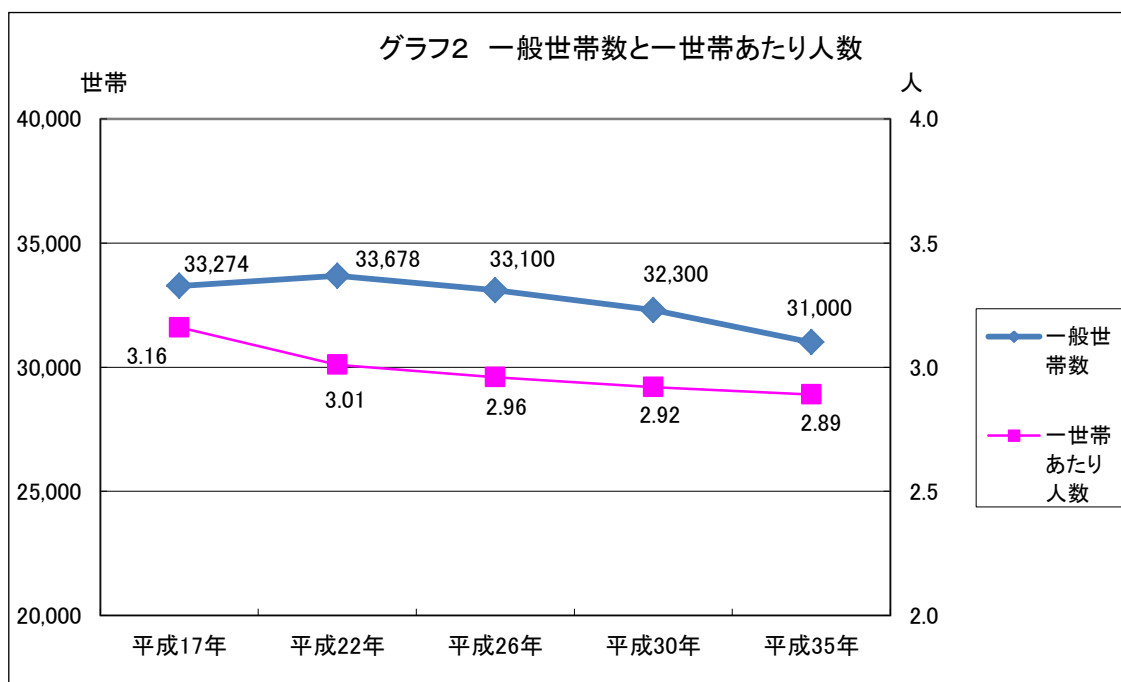
資料／平成17年、22年は国勢調査(各年10月1日現在)、平成26年、30年、35年は富士大学附属地域経済文化研究所推計

(注) 国勢調査では年齢不詳があるため各年齢の計と総人口は一致しません。

(2) 世帯数

世帯数については、全国的に核家族化の影響で増加傾向にありましたが、今後は減少に転ずる見込みであり、本市においても、計画最終年である平成 35 年（2023 年）の一般世帯数は、31,000 世帯ほどに減少すると推測します。

また、老年人口の増加に伴い、高齢者のみの世帯が増加する見込みです。



資料／平成 17 年、22 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）、平成 26 年、30 年、35 年は富士大学附属地域経済文化研究所推計

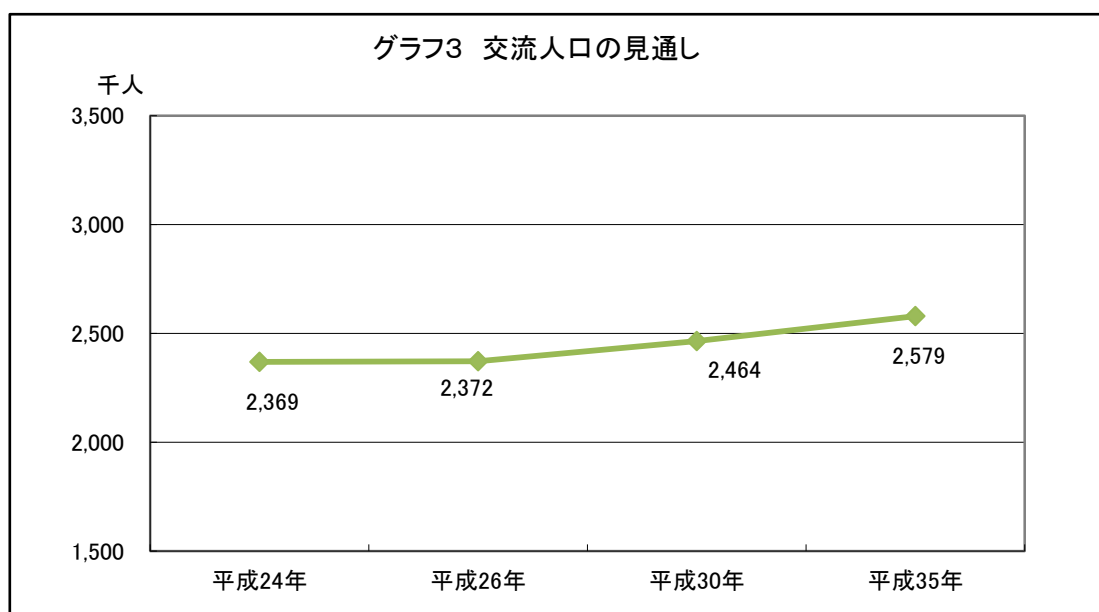
（注） 一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいいます。

2 交流人口

交流人口については、観光客入込数と大規模スポーツ大会・スポーツイベントへの入込数の合計を指標とします。

全国的に人口減少が進行する中、国内の宿泊観光の動向も長期的には減少傾向で推移しており、今後もその傾向が続いていくものと予測されています。

本市は、これまでも本市の強みである高速交通の拠点性、豊かな自然や温泉、さらには充実したスポーツ施設等を生かし、交流人口の拡大に力を入れており、今後も魅力ある観光地づくりや大規模スポーツ大会等の誘致などを推進し、本計画期間の最終年である平成35年（2023年）の交流人口を2,579千人と見込みます。



資料／花巻市

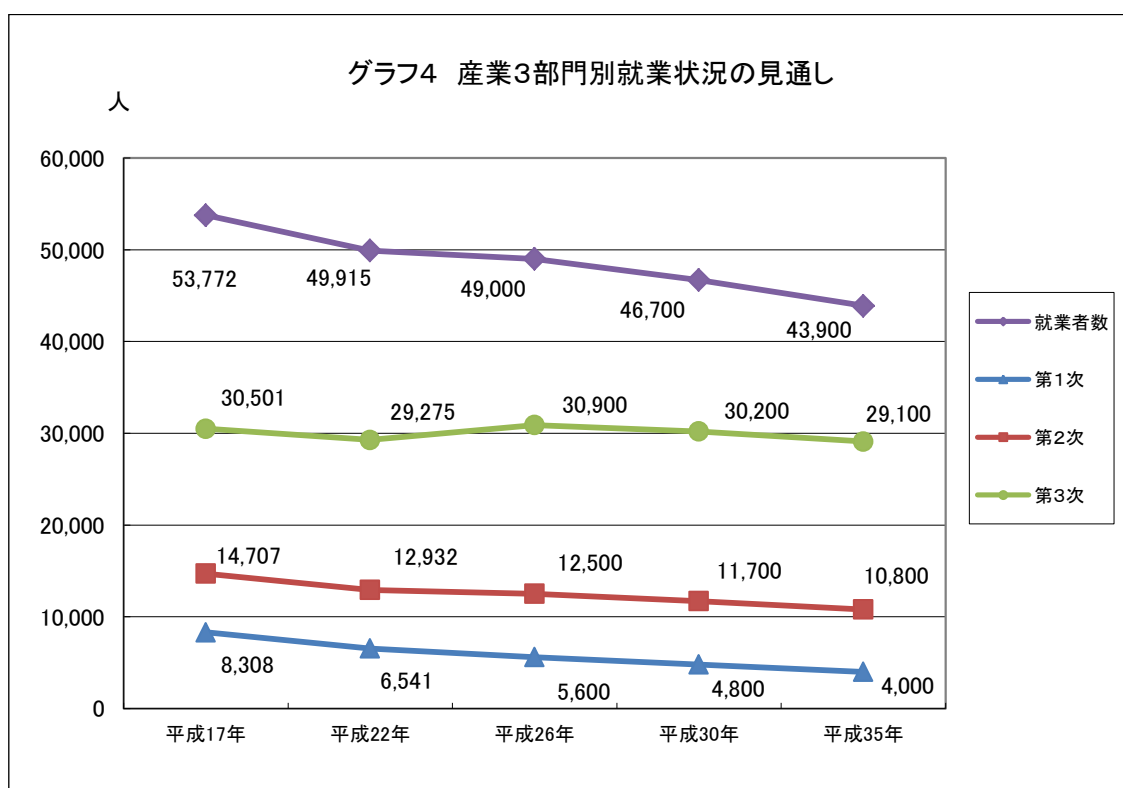
(注) 交流人口数のもととした観光客入込数と大規模スポーツ大会・スポーツイベント入込数は各々延人数であり、重複があることや観測地点も決まっていることなどから、実際の入込数を表すものではありません。

3 産業構造

(1) 就業者

就業者数については、人口の減少に伴い、計画最終年である平成 35 年には 44,000 人を下回ると推測します。

産業別には、農業を中心とした第 1 次産業就業者が引き続き減少していく見込みであり、建設業や製造業を中心とした第 2 次産業就業者についても同様に、減少傾向で推移する見込みです。第 3 次産業については、高齢化の進展により、医療・介護を中心とするサービス業の比率が高まるものと予想しますが、就業者数については、横ばいで推移する見込みです。



資料／平成 17 年、22 年は国勢調査(各年 10 月 1 日現在)、平成 26 年以降は富士大学附属地域経済文化研究所推計

(注) 国勢調査では分類不能産業があるため、各産業の計と就業者数は一致しません。

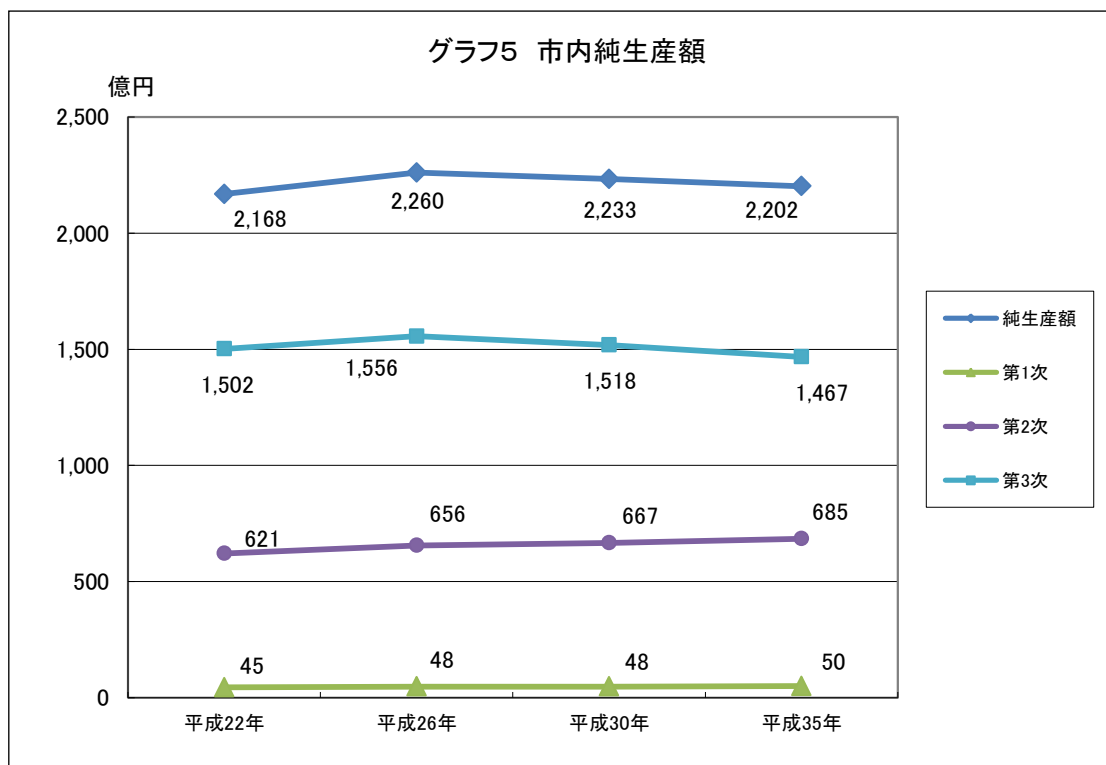
(2) 市内純生産

不透明な世界経済情勢の中、日本の経済成長率は2000年代に比べてほぼ半減しながらも、引き続きプラスの成長を維持し、消費者物価も緩やかに上昇すると予測されています。

こうした中で、市内の第1次産業については、就業者数の減少とともに農地の集積が進むと予想され、生産額については、横ばいで推移するものと見込みます。

第2次産業については、飲料・食料品、電気機械を中心とした製造業が今後緩やかに成長を続け、生産額についても微増で推移すると見込みます。

第3次産業については、就業者数と同様に医療・介護を中心とするサービス業の比率が高まると予想しますが、生産額は横ばいで推移するものと見込みます。

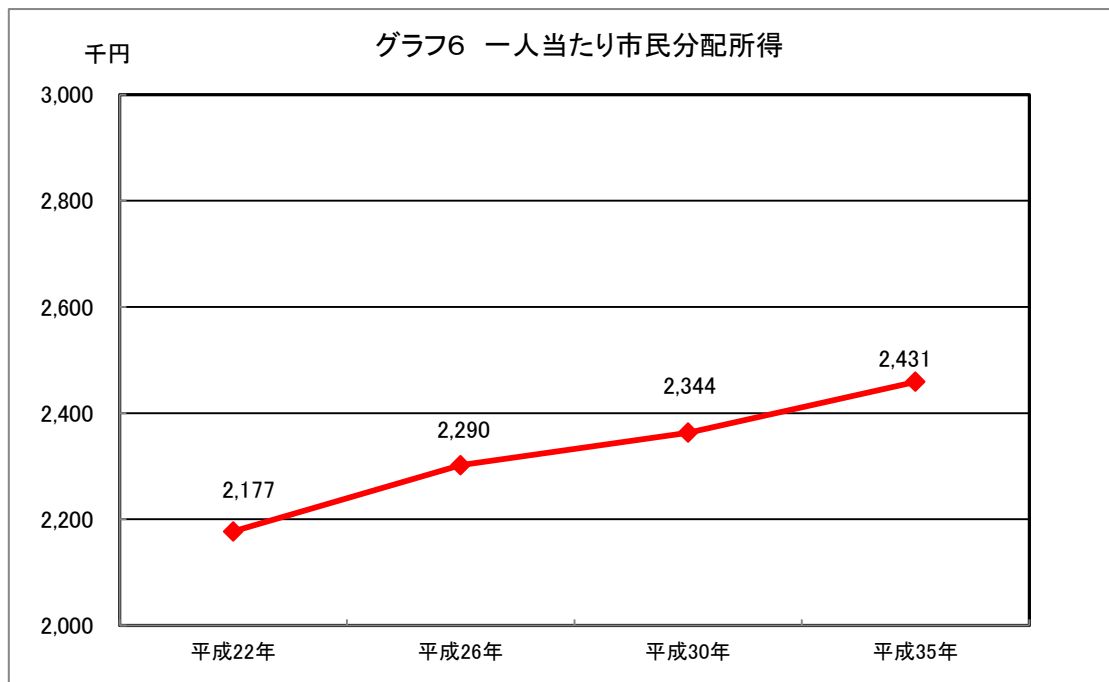


資料/平成22年は岩手県市町村民所得、平成26年以降は富士大学附属地域経済文化研究所及び花巻市推計

(注) 1年間に市内に所在する企業などの経済活動によって生産された財貨・サービスの総額(産出額)から原材料費など(中間投入)を差し引いた付加価値額を市内総生産といいます。市内純生産は、その市内総生産から減価償却費等(固定資本消耗分)を差し引いたもので、市の経済規模を示します。

(3) 市民分配所得

市民分配所得については、純生産額と同様に推移するものと推測しますが、一人当たりの分配所得については人口減少と製造業の緩やかな成長により微増すると見込みます。



資料/平成 22 年は岩手県市町村民所得、平成 26 年以降は富士大学附属地域経済文化研究所及び花巻市推計

(注) 市民分配所得は、生産活動によって生み出された付加価値が、その生産に参加した経済活動の主体である市民に、生産要素を提供した対価として、賃金（雇用者報酬）、利潤（企業所得）、利子・配当（財産所得）などの形でどのように分配されたかを示すものです。その市民分配所得を人口で除したものが一人当たりの市民分配所得であり、個人の所得水準を表すものではありません。また、平成 26 年度からの推計値は、市内純生産額と市民分配所得を同額と仮定し、推計人口で除した額としています。

第3節 財政見通し

1 基本的な考え方

本市の普通会計*の財政規模は、合併後、概ね 450 億円を上回る形で推移してきましたが、それを支えているのは地方交付税*であり、歳入総額の 3 分の 1 以上、一般財源総額の半分以上を占める財政構造になっています。

普通交付税*は、合併算定替え*により毎年約 20 億円の特例措置を受けていますが、合併後 10 年を経過した平成 28 年度から、この特例措置は段階的に縮減され、平成 32 年度をもって終了します。平成 33 年度から特例措置が無くなることを踏まえると、将来に向かって財政規模を縮小しなければなりません。

また、特別会計*は、独立採算の経営が原則ですが、繰出基準を超えた一般会計*からの公費負担によって経営が成り立っている状況です。今後の特別会計における健全な経営に向けては、適正な使用料等の設定と適正な繰出しに努めなければなりません。

今後のあるべき財政の「目指す姿」は、市税や地方交付税*など歳入の規模に見合った姿として、普通会計の財政規模で、全国の類似団体のうち非合併市の平均決算額である 400 億円を切る程度と見込んでいます。

この見通しは、本計画において持続可能で健全な財政経営を行いながら、目指すべき財政規模に向かう財政運営の指針となるものです。

本計画期間内の予算については、地域の社会経済情勢の変動及び市財政の状況を踏まえ、柔軟に対応していきます。

2 財政見通しの目標

この見通しに基づく「持続可能で健全な財政経営」を行うために、財政構造の目標を明確にするとともに、達成度を測る指標として「経常収支比率」と「実質公債費比率」を掲げます。

(1) 財政構造

- ① 市税や地方交付税など歳入規模に応じた財政規模とします。(400 億円を切る程度まで規模縮小)
- ② プライマリーバランス*の黒字を維持し、市債残高を削減します。
- ③ 大規模災害など不測の事態に備えた基金残高を確保します。

(2) 経常収支比率*

経常収支比率*は、社会経済や行政需要の変化に適切に対応できる財源確保の度合い(財政構造の弾力性)を表す指標で、計画期間中は現状と同じ「80%台の前半を維持する」ことを目標とします。

この目標を達成するために、市税をはじめとする自主財源の確保、市有財産の有効活用などに努めるとともに、行財政改革の推進により経常経費の削減に努めます。

指標名	現状値	計画期間内の目標
経常収支比率*	H23 年度	80%台の前半を維持する。
	82.9%	

※参考：全国市町村平均（H23 年度決算）90.3%

(3) 実質公債費比率*

実質公債費比率*は、借金返済の負担度合いを表す指標で、計画期間内に「12%未満に改善する」ことを目標とします。

この目標を達成するために、新規地方債の発行抑制、既往地方債の繰上償還または低利な資金への借換え、地方交付税措置の手厚い起債メニューの選択や公営企業会計への適正な繰出等に努めます。

指標名	現状値	計画期間内の目標
実質公債費比率*	H23 年度	12%未満に改善する。
	16.1%	

※参考：全国市町村平均（H23 年度決算）9.9%

第3章 長期ビジョン

第1節 将来都市像

本計画における10年後の花巻市の目指す姿として、将来都市像を下記のとおり掲げます。

市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く

笑顔の花咲く^{あったかまち}温か都市 イーハトーブはなまき

「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く」

幅広い世代の市民が花巻の歴史や文化を大切にしながら、一人ひとりの力（パワー）をまちづくりに結集し、未来に向かって前進する姿を表しています。

「笑顔の花咲く^{あったかまち}温か都市」

笑顔あふれる花巻の人の温かい心と温泉など豊かな自然を大切に、人々の健康を育んでいくまちの姿を表しています。

「イーハトーブはなまき」

宮沢賢治が使った「イーハトーブ」という言葉を用いて、賢治の生誕地である花巻の特色と理想とする豊かな地域社会の姿を表しています。

第2節 まちづくりの分野とその目指す姿

将来都市像を実現するためには、まちづくりの推進に必要な具体の分野ごとに目指すまちの姿を掲げ、取り組んでいく必要があります。

そこで、まちづくりの基本的な視点である「しごと」、「暮らし」、「人づくり」の3つの分野と、その基盤となる「地域づくり」、「行政経営」の2つの分野に整理し、各々目指す姿を掲げます。

●「しごと」分野の目指す姿

仕事いっぱい、雇用がいっぱい、活力に満ちたまち

●「暮らし」分野の目指す姿

**自然豊かな地域で共に支え、
誰もが安心して、いきいきと快適に暮らすまち**

●「人づくり」分野の目指す姿

郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち

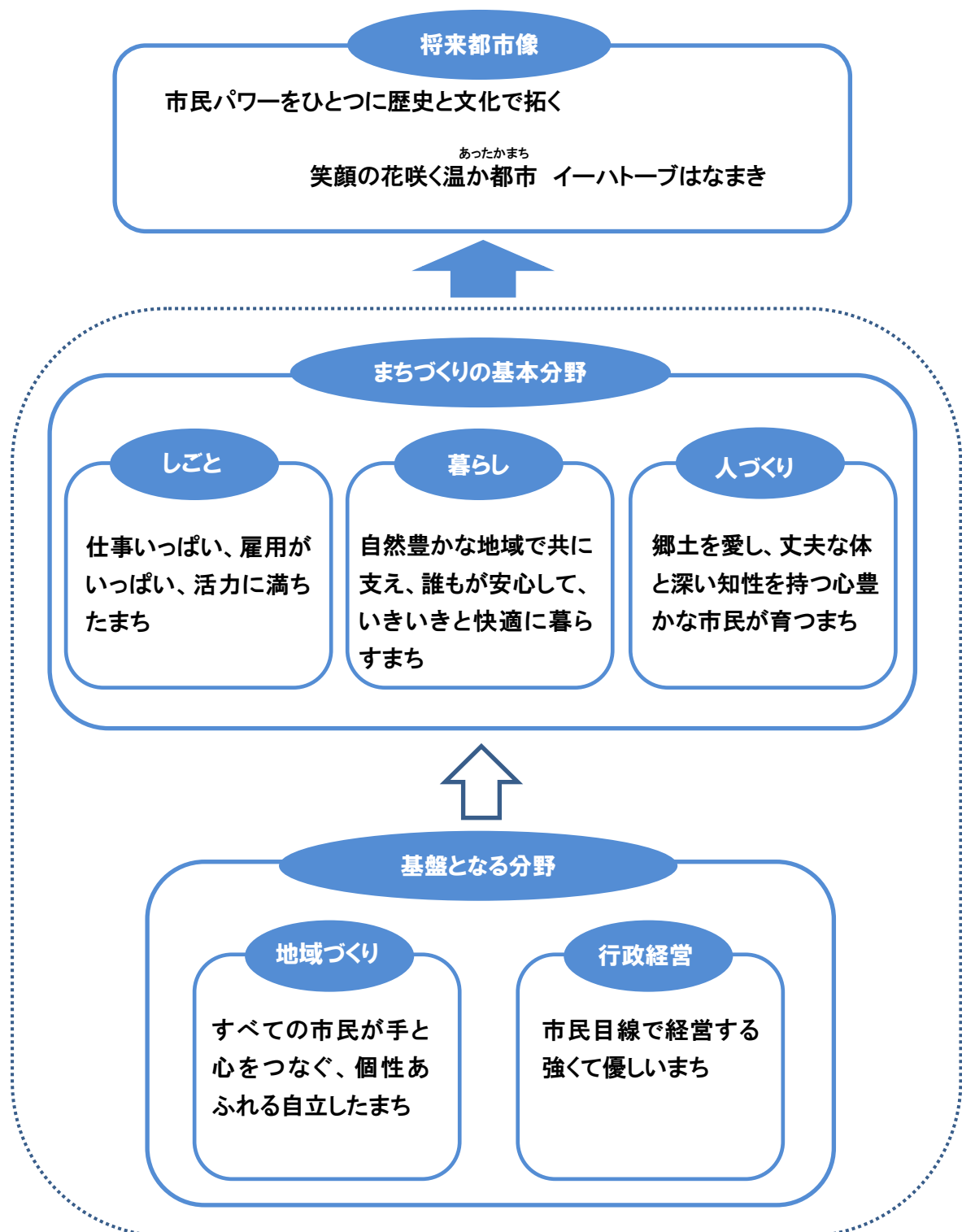
●「地域づくり」分野の目指す姿

すべての市民が手と心をつなぐ、個性あふれる自立したまち

●「行政経営」分野の目指す姿

市民目線で経営する強くて優しいまち

第3節 将来都市像の実現に向けた体系

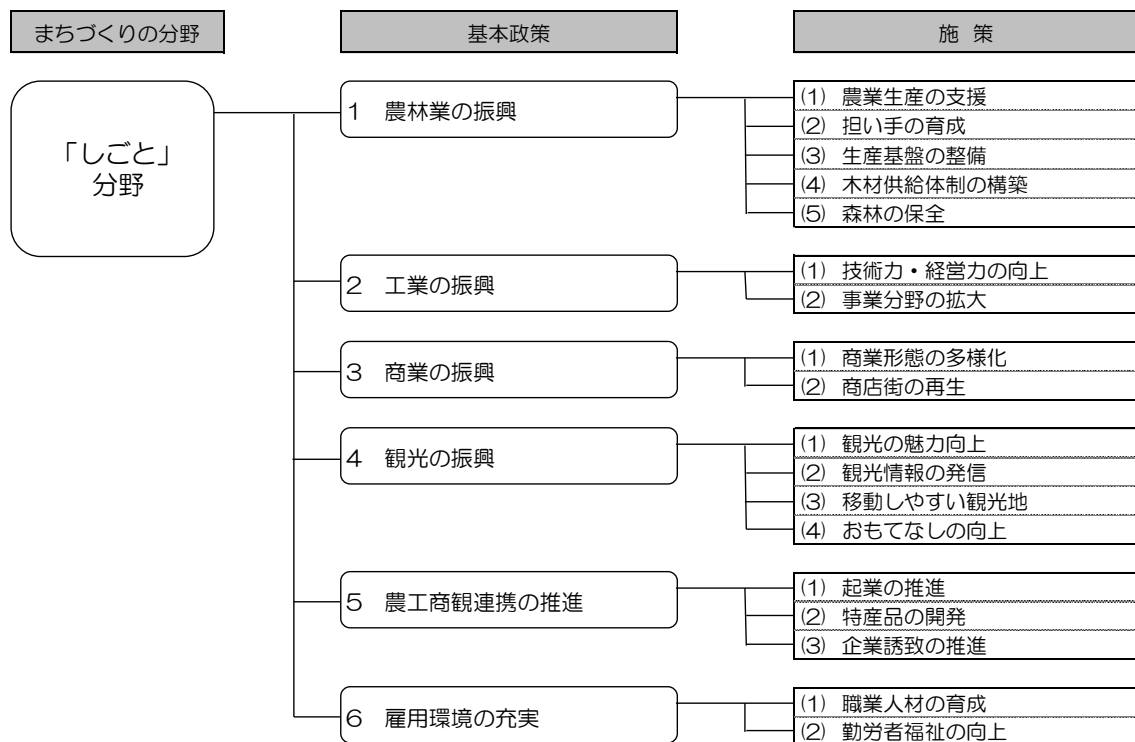


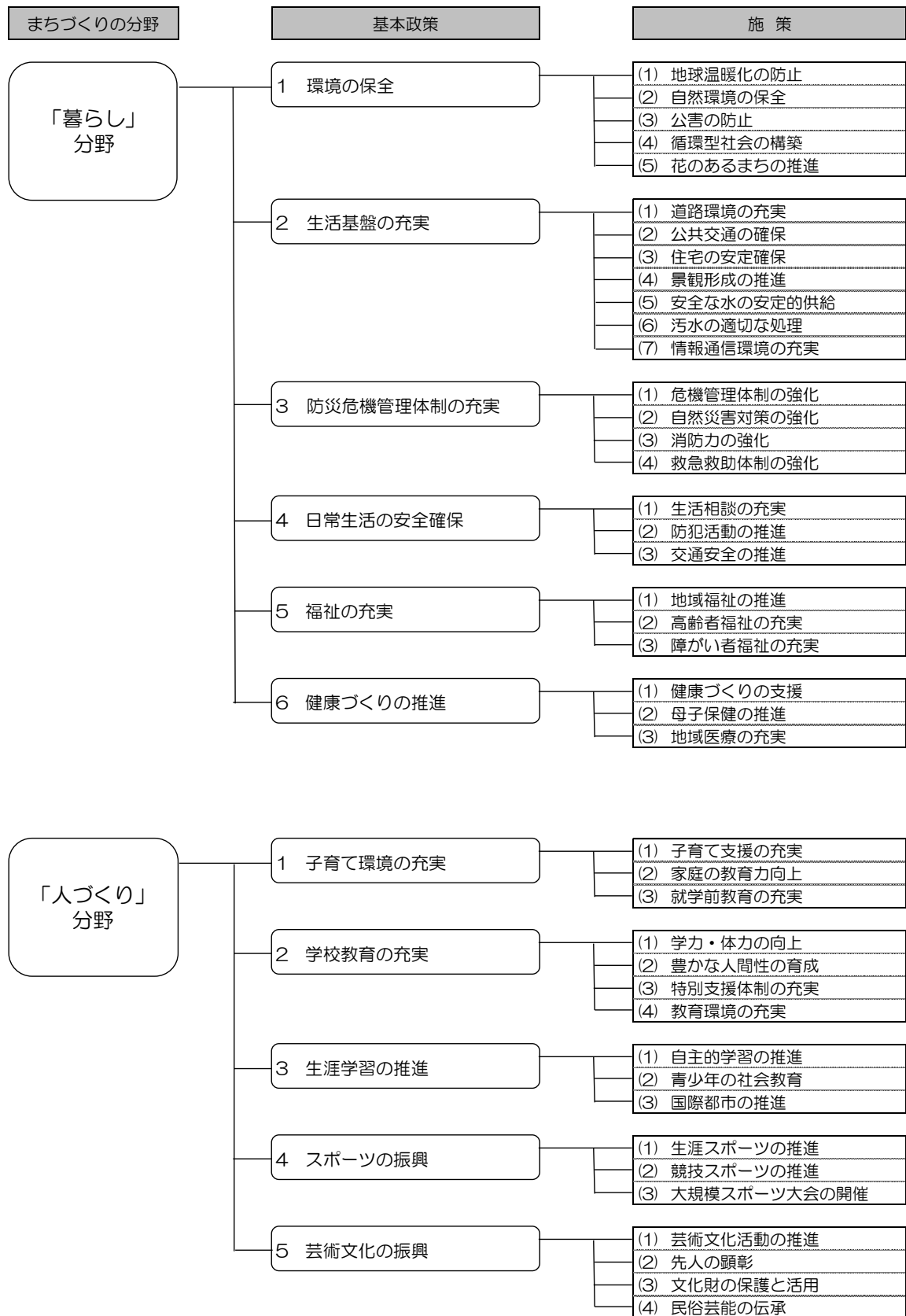
第4節 まちづくりの基本政策

「しごと」、「暮らし」、「人づくり」の3つのまちづくりの基本分野の目指す姿を実現するための手段を「まちづくりの基本政策」とし、計画的かつ総合的なまちづくりを進めます。

ここでは、各政策の目指す姿を示すとともに、政策を推進するために実施する施策を掲げ、施策ごとの目指す姿を示します。

【まちづくりの基本政策体系図】





1 「しごと」分野

◆政策 1-1 農林業の振興

農林業が持続していくためには、農林業に携わる人が生活できる所得を確保することが必要です。

そのために、収益性の高い農畜産物の生産など農業生産を支援するとともに、担い手となる後継者の育成、生産基盤や施設の整備による生産性や作業効率の向上に取り組みます。また、地元産の木材が建築材等として利用されるための供給体制の構築、森林の健全な育成に取り組みます。

○政策の目指す姿

「農林業者が所得を確保しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 農業生産の支援

「収益性の高い農畜産物を生産しています」

(2) 担い手の育成

「農業の担い手が育っています」

(3) 生産基盤の整備

「農業の生産性や作業効率が向上しています」

(4) 木材供給体制の構築

「地元産木材が建築物や燃料に利用されています」

(5) 森林の保全

「森林が健全に育っています」

◆政策 1-2 工業の振興

地場企業の生産活動が活発に行われていくためには、他の企業に負けない高い競争力が必要です。

そのために、企業の生産技術向上や経営課題の解決など総合的な支援を行うとともに、新分野や成長分野*への進出を促進します。

○政策の目指す姿

「企業が高い競争力を持ち、生産活動を活発に行っています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 技術力・経営力の向上

「企業の技術力や経営力が向上しています」

(2) 事業分野の拡大

「新分野や成長分野*への進出を盛んに行っています」

◆政策 1-3 商業の振興

商店街など市内の商業を活性化させていくためには、消費者（人）と商品（モノ）の流れが活発になるよう商業機能を充実させる必要があります。

そのために、消費者ニーズに対応した多様な商業形態の形成を図るとともに、既存の商店街が、歴史と景観が調和した魅力ある商店街として再生できるよう支援します。

○政策の目指す姿

「商業機能を充実し、人とモノの流れを活発にしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 商業形態の多様化

「消費者ニーズに対応した多様な商業形態が形成されています」

(2) 商店街の再生

「歴史と景観が調和した魅力ある商店街となっています」

◆政策 1-4 観光の振興

観光の振興によりまちの賑わいを創出するためには、国内外から多くの観光客を誘引する必要があります。

そのために、豊富な観光資源を活用し観光地としての魅力を向上させるとともに、国内外に効果的な情報発信を行います。また、観光客が目的地にスムーズに移動できるように環境整備を進めるとともに、まちぐるみで観光客を歓迎できるようにおもてなしの向上を図ります。

○政策の目指す姿

「国内外から多くの観光客を誘引し、賑わいを創出しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 観光の魅力向上

「観光に訪れた人が満足しています」

(2) 観光情報の発信

「観光資源が国内外で有名になっています」

(3) 移動しやすい観光地

「観光客がスムーズに移動しています」

(4) おもてなしの向上

「まちぐるみで観光客を歓迎しています」

◆政策 1-5 農工商観連携の推進

市内の産業振興を図るためには、多様な産業が互いに連携し、高付加価値を生み出す必要があります。

そのために、多様な分野において、起業や新たな事業展開への支援や企業誘致を推進するとともに、地場産品*を活用した特産品の開発を促進します。

○政策の目指す姿

「多様な産業が連携し、高付加価値を創出しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 起業の推進

「多様な分野で起業や新事業展開を活発に行っています」

(2) 特産品の開発

「地場産品*を活用し、付加価値の高い多くの商品を開発しています」

(3) 企業誘致の推進

「多様な分野の多くの企業が立地しています」

◆政策 1-6 雇用環境の充実

市民が希望する仕事に就き、安心して働くためには、雇用環境の充実を図る必要があります。

そのために、企業が必要とする技術や能力を身につけるための人材育成に取り組むとともに、働きやすい就労環境づくりへの支援を行うなど勤労者福祉の向上を図ります。

○政策の目指す姿

「希望する仕事に就き、安心して働いています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 職業人材の育成

「企業が必要とする技術や能力を身につけています」

(2) 勤労者福祉の向上

「働きやすい就労環境が整っています」

2 「暮らし」分野

◆政策 2-1 環境の保全

地球規模の環境問題が取りざたされる中、本市の財産である豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。

そのために、市民が地球温暖化の防止や自然保護について理解と関心を持って行動できるように啓発を進めるとともに、リサイクルやごみの減量化など循環型社会*の構築に取り組みます。また、公害の未然防止に向けた対策やまちの美化を推進します。

○政策の目指す姿

「豊かな自然と生活環境を守り暮らしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 地球温暖化の防止

「温室効果ガス*の排出に配慮した生活をしています」

(2) 自然環境の保全

「自然への理解を深め、自然を保護する活動を行っています」

(3) 公害の防止

「公害から生活が守られています」

(4) 循環型社会*の構築

「ものを大切に使い、ごみの減量化に取り組んでいます」

(5) 花のあるまちの推進

「身近な暮らしの中に花が取り入れられ、清掃が行き届いています」

◆政策 2-2 生活基盤の充実

市民が快適な生活を送るためには、道路や住宅、水道など生活に必要な基盤が整備されていることが必要です。

そのために、安全で利便性の高い道路の整備をはじめ、利用しやすい公共交通の確保、安心して生活できる住宅の確保、地域の特色を活かした景観の形成、安全でおいしい水の安定的な供給、汚水の適切な処理、さらには、快適な情報通信環境の整備促進に取り組みます。

○政策の目指す姿

「生活に必要な基盤が整い、快適に暮らしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

- (1) 道路環境の充実
「安全で利便性の高い道路が整備されています」
- (2) 公共交通の確保
「公共交通が利用しやすくなっています」
- (3) 住宅の安定確保
「安心して生活できる住宅が確保されています」
- (4) 景観形成の推進
「地域の特色を活かした景観が形成されています」
- (5) 安全な水の安定的供給
「安全でおいしい水をいつでも利用しています」
- (6) 汚水の適切な処理
「下水利用環境が整っています」
- (7) 情報通信環境の充実
「情報通信サービスを快適に利用しています」

◆政策 2-3 防災危機管理体制の充実

地震や風水害をはじめとした自然災害のほか、事故や火災など予期せぬ様々な危険から市民の生命や財産を守るためには、しっかりとした日頃からの備えが必要です。

そのために、地域と行政が連携した危機管理体制を強化するとともに、水害や土砂災害など自然災害防止のための対策を進めます。また、消防、救急救助体制の強化を図ります。

○政策の目指す姿

「災害や様々な危険から守られ、暮らしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

- (1) 危機管理体制の強化
「様々な危機に迅速に対応しています」
- (2) 自然災害対策の強化
「水害や土砂災害から守られています」
- (3) 消防力の強化
「火災から守られています」
- (4) 救急救助体制の強化
「迅速な救命・救助が行われています」

◆政策 2-4 日常生活の安全確保

市民が日常生活を安全に安心して送るためには、悩みや問題の解決に向けた支援や地域と連携した安全確保の取り組みが必要です。

そのために、市民の生活相談に的確に対応できる体制を充実させるとともに、地域と連携した防犯活動や交通安全活動を推進します。

○政策の目指す姿

「安全・安心な日常生活を送っています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 生活相談の充実

「日常生活の悩みや問題が少なくなっています」

(2) 防犯活動の推進

「犯罪に遭う人が少なくなっています」

(3) 交通安全の推進

「交通事故が少なくなっています」

◆政策 2-5 福祉の充実

誰もが慣れ親しんだ地域で安心していきいきと生活を送るためには、地域での支え合いが必要です。

そのために、地域の住民が共に助け合う体制を確立するとともに、高齢者の生きがいづくりや障がい者の自立への支援を進めます。また、福祉サービスを必要としている人が適切にサービスを受けられるよう相談・支援体制の充実を図ります。

○政策の目指す姿

「慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 地域福祉の推進

「地域の住民が共に助け合って生活しています」

(2) 高齢者福祉の充実

「高齢者が元気で生きがいを持ち、安心した生活を送っています」

(3) 障がい者福祉の充実

「障がい者が自立した生活を送っています」

◆政策 2-6 健康づくりの推進

市民が心身ともに健康に暮らしていくためには、自らが健康づくりに関心を持つとともに、保健や医療など関係機関が連携した総合的な健康づくりの推進が必要です。

そのために、健康に関する意識の向上を図るなど市民の健康づくりを支援するほか、安心して出産や育児ができるよう母子保健を推進します。また、関係機関と連携し、安心して医療が受けられるよう地域医療の充実を図ります。

○政策の目指す姿

「心身ともに健康に暮らしています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 健康づくりの支援

「健康に対する意識が高まっています」

(2) 母子保健の推進

「安心して出産し、親子が健やかに育っています」

(3) 地域医療の充実

「安心して必要な医療を受けています」

3 人づくり分野

◆政策 3-1 子育て環境の充実

花巻の次世代を担う就学前の子どもたちが元気で丈夫に育つためには、子育て環境の充実を図る必要があります。

そのために、親が安心して子育てができるように様々な支援を行います。また、子どもが基本的生活習慣*を身につけられるよう家庭の教育力向上を図るとともに、保育園、幼稚園から小学校へスムーズな接続ができるように就学前教育*に取り組めます。

○政策の目指す姿

「子育てに喜びを感じ、安心して、元気で丈夫な子どもを育てています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 子育て支援の充実

「安心して子育てしています」

(2) 家庭の教育力向上

「子どもが基本的生活習慣*を身につけています」

(3) 就学前教育*の充実

「保育園、幼稚園から小学校へスムーズな接続ができています」

◆政策 3-2 学校教育の充実

花巻の次世代を担う児童・生徒が、夢と希望を持ちたくましく育つためには、学校教育の充実を図る必要があります。

そのために、児童生徒の学力や体力の向上を図るとともに、郷土を愛し、自己肯定感*や思いやりのある豊かな人間性を育みます。また、すべての子どもが毎日いきいきと学校生活を送ることができよう特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実を図るほか、適正で安全な教育環境の整備と家庭や地域との連携を推進します。

○政策の目指す姿

「夢と希望を持ち、たくましくいきいきと育っています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 学力・体力の向上

「児童生徒の学力・体力が向上しています」

(2) 豊かな人間性の育成

「児童生徒が、郷土を愛し、自己肯定感*や思いやりの気持ちをもっています」

(3) 特別支援体制の充実

「すべての児童生徒が、毎日いきいきと学校生活を送っています」

(4) 教育環境の整備

「適正で安全な教育環境が整い、家庭・地域と連携した学校教育が行われています」

◆政策 3-3 生涯学習の推進

社会経済情勢の変化への対応や地域課題の解決に向け、市民が生涯を通して学び、広い視野を持ち、活動していくためには、学習や活動のための環境づくりが必要です。

そのために、市民が自主的に生涯学習活動ができるよう支援を行います。また、地域と連携して青少年の自立に向けた育成を推進するほか、国際都市の実現に向け、市民の国際理解の醸成を図ります。

○政策の目指す姿

「生涯を通して学び、広い視野を持ち、活動しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 自主的学習の推進

「自主的な生涯学習活動を活発に行っています」

(2) 青少年の社会教育*

「地域社会の中で、自立した青少年が育っています」

(3) 国際都市の推進

「世界に目を向け、様々な地域の文化や風土を受け入れ、交流しています」

◆政策 3-4 スポーツの振興

市民が気軽にスポーツに親しむためには、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツできる環境づくりが必要です。

そのために、地域における生涯スポーツを推進し、スポーツに親しむ機会を提供するほか、競技スポーツのレベル向上や大規模スポーツ大会の開催によるスポーツ交流の拡充を通じてスポーツへの関心が高まるよう取り組みます。

○政策の目指す姿

「いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しみ、元気に活動しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 生涯スポーツの推進

「生涯にわたり気軽にスポーツに取り組んでいます」

(2) 競技スポーツの推進

「競技レベルが向上し、各種大会で活躍しています」

(3) 大規模スポーツ大会の開催

「スポーツ交流が拡大し、スポーツへの関心が高まっています」

◆政策 3-5 芸術文化の振興

市内の芸術文化を振興させるためには、市民が地域の歴史や文化、先人の理解を通じ、芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

そのために、身近な場所で芸術文化に触れることができる機会を拡充するとともに、先人を顕彰し、その功績が理解されるよう取り組みます。また、文化財の適切な保護や活用を図るとともに、地域に伝わる民俗芸能*の伝承を支援します。

○政策の目指す姿

「地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しんでいます」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 芸術文化活動の拡充

「身近な場所で芸術文化に触れ、芸術文化活動を行っています」

(2) 先人の顕彰

「郷土の先人の功績を理解しています」

(3) 文化財の保護と活用

「文化財を適切に保護・活用しています」

(4) 民俗芸能*の伝承

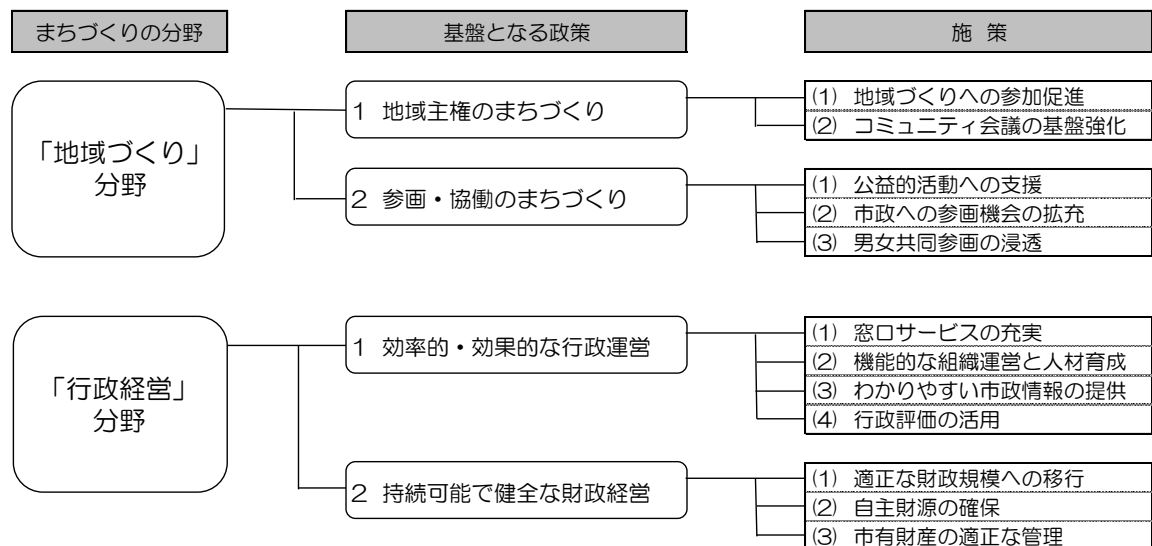
「民俗芸能*への理解が深まり、伝承活動を活発に行っています」

第5節 まちづくりの基盤となる政策

まちづくりの「基盤となる政策」は、「地域づくり」、「行政経営」といったまちづくりの基盤となる分野の目指す姿を実現するための政策で、変化する厳しい社会経済情勢にも柔軟に対応し、「まちづくりの基本政策」を着実に推進する体制を整えるための取り組みです。

「まちづくりの基本政策」と同様に、政策の目指す姿を示すとともに、その政策を推進するための施策を掲げ、その目指す姿も示します。

【基盤となる政策体系図】



4 「地域づくり」分野

◆政策 4-1 地域主権*のまちづくり

これまで進めてきた住民主体の地域づくりが、より個性にあふれ活発に行われるためには、幅広い世代の市民のさらなる参画*と安定した地域づくりの基盤が必要です。

そのために、老若男女多くの住民が地域づくりに参加できるよう意識の醸成を図るとともに、地域づくりの中心となるコミュニティ会議*の基盤強化に向けて支援を行います。

○政策の目指す姿

「個性あふれる地域づくりが活発に行われています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 地域づくりへの参加促進

「老若男女多くの住民が地域づくりに参加しています」

(2) コミュニティ会議*の基盤強化

「コミュニティ会議*を中心に、自主的な地域づくり活動を行っています」

◆政策 4-2 参画*・協働*のまちづくり

市民参画*と協働*のまちづくりを進めるためには、お互いを尊重し、持っている特性と能力を活かし合うための環境づくりが必要です。

そのために、市民が行う公益的な活動を支援するとともに、積極的に市政に関わることができるよう市政への参画*機会を拡充します。また、男女が社会の対等なパートナーとしてまちづくり等に参画*できるよう男女共同参画の浸透を図ります。

○政策の目指す姿

「お互いを尊重し、持っている特性と能力を活かし合い、まちづくりを行っています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 公益的活動への支援

「公益的活動を活発に行っています」

(2) 市政への参画*機会の拡充

「市政に関心を持って積極的に関わっています」

(3) 男女共同参画の浸透

「男女が社会の対等なパートナーとしてお互いを尊重しています」

5 「行政経営」分野

◆政策 5-1 効率的・効果的な行政運営

市民に満足度の高い行政サービスを提供するためには、市民ニーズに対応した効率的で効果的な行政運営を行う必要があります。

そのために、窓口等のサービスの利便性の向上を図るほか、政策課題に対応した組織運営と人材の育成を進めるとともに、市民にタイムリーでわかりやすい市政情報を提供します。また、行政評価*を活用し、適切な施策を展開します。

○政策の目指す姿

「満足度の高い行政サービスを提供しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 窓口サービスの充実

「窓口サービスが便利で利用しやすくなっています」

(2) 機能的な組織運営と人材育成

「政策課題に対応した組織運営が行われています」

(3) わかりやすい市政情報の提供

「タイムリーでわかりやすい市政情報を得ています」

(4) 行政評価*の活用

「常に適切な施策が講じられています」

◆政策 5-2 持続可能で健全な財政経営

今後、合併による優遇措置が終了することから、より一層健全財政の維持に向けて取り組む必要があります。

そのために、適正な財政規模への移行と最小の経費で最大の効果を生み出すための財政運営を進めます。また、市税等自主財源の確保に努めるとともに、施設の長寿命化など市有財産の適切な管理を図ります。

○政策の目指す姿

「財政を健全に維持しています」

○政策推進のための施策と目指す姿

(1) 適正な財政規模への移行

「行政サービスを適切に実施できる財政構造になっています」

(2) 自主財源の確保

「市税等の自主財源が確保されています」

(3) 市有財産の適正な管理

「市有財産が良好に維持管理されています」

第6節 計画推進にあたっての市民と市の役割

本計画の推進にあたっては、市民（本市に居住、在勤、在学する人や事業者など個人のほか、地域、市民団体や企業等）と市がともに主体となって、計画に掲げた将来都市像や「目指す姿」を共有し、まちづくりの様々な分野において、各々の役割に応じ、協力・連携していく必要があります。

市の役割

- ◆市は、市民に対して、政策・施策の進捗状況や財政状況等、判断の基準となる情報を積極的に提供するとともに、市民の意見やニーズの的確な把握に努めます。
- ◆市の強み・弱みを把握して、施策の選択と集中を進め、計画的な市政運営及び効率的・効果的な行財政運営を行います。
- ◆協働のまちづくりを進める観点から、市政への市民の参画を促すとともに、地域の主体的なまちづくりを積極的に支援します。

市民の役割

- ◆市や自分が住む地域の良さや課題、市の行財政の状況等に関心を持ち、市政や地域活動に積極的に参画することが期待されます。
- ◆まちづくりの主体であるという認識を持って、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画することが期待されます。
- ◆市民同士がお互いの立場を理解し、尊重し合うとともに、協力し、支え合って地域づくりを進めていくことが期待されます。

第7節 土地利用の基本的な考え方

1 土地利用の基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民が将来において生活を営み、生産活動を展開していくための共通の基盤となるものです。

このため、豊かな森林と農用地などの環境の保全を図りつつ、都市と農村が共存する特色を生かし、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件等に配慮しながら、持続的かつ効率的な土地利用を進めます。

また、公共の福祉を優先させ、市民が安全、健康で快適に暮らすことのできる生活環境の形成を目指します。

2 地域別の土地利用の基本方針

市域の自然的・歴史的・経済的・文化的条件等を踏まえ、本市を6つの地域に区分し、それぞれの特色を踏まえながら、地域別の土地利用の基本方針を次のとおりとします。

【花巻市地域区分図】



① 西部森林地域

この地域は、国有林を中心とする森林が土地利用の大半を占め、地域内に有す豊沢ダムや葛丸ダムは、市民生活やさまざまな生産活動のための水源となっています。

今後は、この豊かな森林資源について、効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能*や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。

② 西部地域

この地域は、観光の中心資源である温泉郷などの豊富な観光資源を有するほか、工業団地や優良な農用地が整備されているなど、本市の観光や農業の中核を担う地域です。

このため、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農用地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成を図っていきます。また、工業団地内の未分譲地については、企業誘致活動を促進し、工業用地としての土地利用を進めます。

③ 中部地域

この地域は、市域の中央部に位置し、本市の商業や工業、国・県・市の行政機能が集積しているほか、国道4号や新幹線、高速道路のインターチェンジ、花巻空港など広域交通の要衝となっており、商業・業務系の土地利用を中心に住宅地が広がるなど都市的土地利用を主体とした地域です。また市街地を取り囲むように、農業基盤整備が実施済みの優良農用地も広がっています。

このことから、都市計画法により指定されている用途地域（以下「用途地域」という。）は、本市の中心的役割を担う地域として、商業・業務機能・文化的機能等を配置し、活気とにぎわいのある空間の形成を図ります。併せて、優良な農用地の保全に留意しながら、必要な都市的土地利用のまとまりを確保し、農用地と宅地の調和のとれた土地利用を誘導します。

また、工業団地周辺においては、企業の立地動向を踏まえた産業集積に必要な立地基盤の計画的整備を図ります。

④ 中部北地域

この地域は、大迫地区に商店街が形成されているほかは、農業基盤整備が完了済みの優良農用地が広がっています。新堀や八重畑、亀ヶ森周辺は、集落と農用地が混在しています。

このため、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農用地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成を図っていきます。

⑤ 中部南地域

この地域は、北上高地の西側に位置し、中央部は猿ヶ石川の流域に沿って拓けた地区もあるものの、北上山系に属する丘陵地帯が多い地域で、丘陵地を切り開くように農用地が広がっています。土沢周辺は商店街が形成され、東北横断自動車道東和インターチェンジや道の駅も整備されるなど、交流人口の多い地域です。

このことから、丘陵地や猿ヶ石川沿いにある森林等については、木材生産のみならず、自然とのふれあいの場や緑地としての保全・整備を図ります。また、農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図るほか、用途地域については、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図ります。

⑥ 東部地域

この地域は、早池峰国定公園や早池峰ダム、田瀬ダムを有し、ダムの周囲を国有林や民有林が取り囲むように広がっている地域です。森林が土地利用の大半を占めている一方、稗貫川や猿ヶ石川、その支流沿いに集落が形成され農用地が点在しています。両ダムは、市民生活や生産活動のための水源となっているほか、貴重な動植物も生息しています。

今後は、この豊かな森林資源について、効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。また、農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図っていきます。

第4章 地区ビジョン

第1節 地区ビジョンについて

自立した地域社会の実現に向け、参画と協働によるまちづくりを推進するため、平成19年4月に設置した振興センター*を拠点として、市内の27地区（コミュニティ地区*）にコミュニティ会議*が組織されています。

各地区では、コミュニティ会議*が主体となって策定した地区の長期的な将来像を示す「地区ビジョン」に基づき、地域の様々な課題解決に向けた特色ある取り組みが進められています。

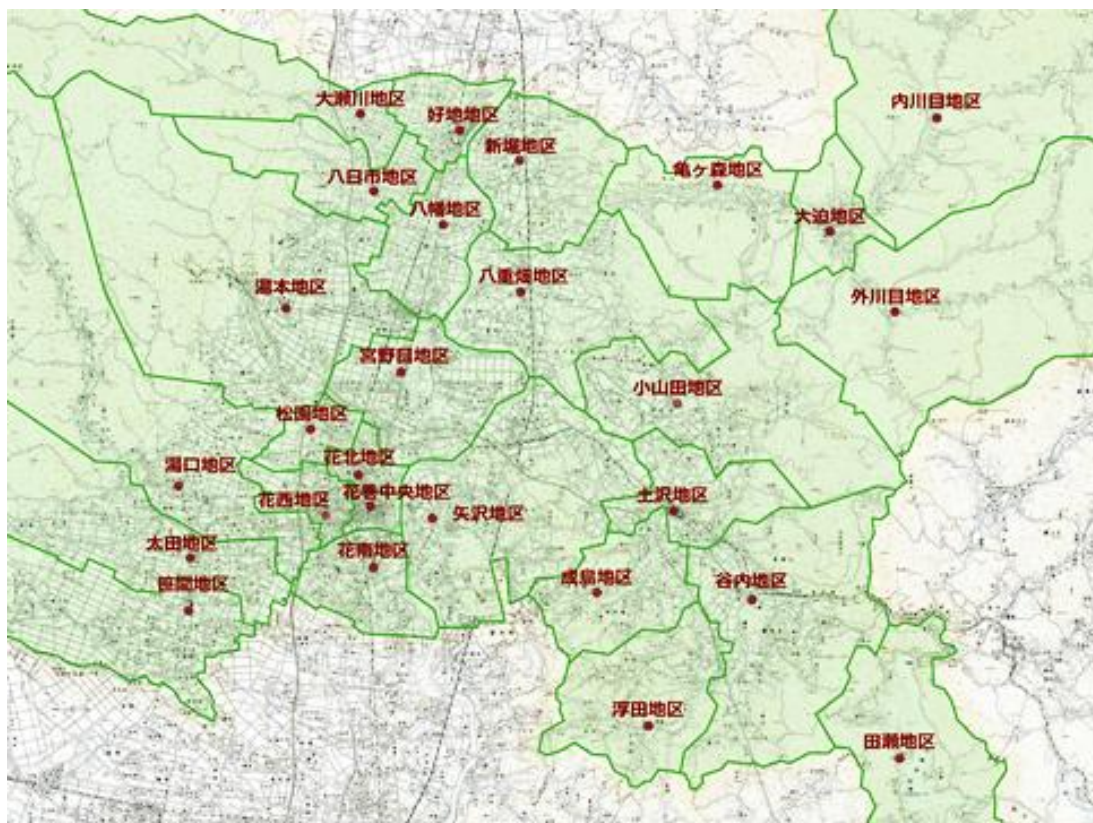
これからの市政運営にあたっては、市全体としてのまちづくりと各地区における地域づくりを一体的に進めていく必要があることから、市では、この「地区ビジョン」を尊重し、まちづくりに反映させていきます。

第2節 コミュニティ地区*一覧

地区名	コミュニティ会議名	人口	世帯数
松 園	日居城野地区コミュニティ会議	5,258	2,120
花 北	花北地区コミュニティ協議会	9,689	3,825
花巻中央	花巻中央地区コミュニティ会議	3,997	1,744
花 西	花西地区まちづくり協議会	8,670	3,454
花 南	花南地区コミュニティ会議	8,384	3,245
湯 口	湯口地区コミュニティ会議	7,351	2,614
湯 本	湯本地区コミュニティ会議	7,359	2,617
矢 沢	矢沢地域振興会	8,183	2,804
宮野目	宮野目コミュニティ会議	5,475	1,800
太 田	太田地区振興会	2,645	732
笹 間	笹間地区コミュニティ会議	3,326	981
大 迫	大迫地区コミュニティ振興会	2,400	926
内川目	内川目コミュニティ会議	1,424	439
外川目	外川目地区コミュニティ会議	847	241
亀ヶ森	亀ヶ森地区コミュニティ会議	1,183	343
好 地	好地地区まちづくり委員会	5,376	2,055
大瀬川	大瀬川活性化会議	743	214
八日市	八日市地区コミュニティ会議	1,207	400
八 幡	八幡まちづくり協議会	3,017	976

八重畑	八重畑コミュニティ協議会	2,342	636
新 堀	新堀地区コミュニティ会議	2,391	739
小山田	明日の小山田を考える会	1,629	477
土 沢	土沢地域づくり協議会	2,738	961
成 島	成島地区コミュニティ会議	1,243	371
浮 田	浮田地区コミュニティ会議	986	299
谷 内	東和東部地区コミュニティ会議	2,234	775
田 瀬	田瀬地域コミュニティ会議	518	179
計		100,615	35,967

注) 人口及び世帯数は、平成 25 年 3 月 31 日現在住民基本台帳による。



第3節 地区別ビジョン

「地区ビジョン」は、各コミュニティ会議*が主体となって、地域の特性に応じ、独自の発想で策定したものであり、計画の体系や期間も異なります。

ここでは、各地区の将来像や基本理念など計画の基本部分のみを抜粋して掲載します。
(平成25年5月1日現在)

松園地区

《日居城野地区コミュニティ会議》

1 地区の将来像

みんなが、ゆったりと安心して元気に暮らせるまち 日居城野

2 基本目標

- (1) 融和を深め、みんなで進めるまちづくり
- (2) みんなでつくる健やかな生き活きと暮らせるまちづくり
- (3) みんないっしょに学び、健やかに育つまちづくり
- (4) みんなで守る、緑が映え、うるおいのある快適なまち
- (5) みんなで取り組む安全・安心なまちづくり

花北地区

《花北地区コミュニティ協議会》

1 将来像

みんなで支えあい 心ふれあうまち

2 基本理念

私たちの手によるまちづくり

3 基本施策

- (1) 人と文化を育むまち
- (2) 安心して暮らせるまち
- (3) とともに築く協働のまち
- (4) 地域が支える健康と福祉のまち
- (5) 環境と共生するまち

花巻中央地区

《花巻中央地区コミュニティ会議》

1 将来像

賢治さんや多くの先人と歩むまち

「まん福」を中心ににぎわう元気なまち

活気のある商店街のまち

跡地が新生し、歴史文化の薫るまち

清閑で安全安心な思いやりのあるまち

花西地区

《花西地区まちづくり協議会》

1 将来像

住んでよかったと思う安全・安心のまち

2 基本理念

みんなで創る住みよいまち 花西地区

3 まちづくりの目標

(1) 生活環境・自然環境

○それぞれ地域の特色を活かし、古きよき伝統を守り育てるまち ○だれもが安心して歩き生活できるまち ○河川や田園風景など自然環境を大事にするまち

(2) 防犯・防災・交通安全

○犯罪や火災のないまち ○災害時に住民が冷静に対処できるまち ○交通事故のないまち

(3) ボランティア活動ほか

○ボランティア活動の輪が広がるまち ○新たなボランティアグループやNPO が結成され、活動が活発になるまち ○地区民の交流や活動が活発に行われるまち

(4) 文化・教育・スポーツ

○郷土を知り、歴史的文化財や史跡を大事にするまち ○郷土に伝わる芸能やまつりを育てるまち ○子供の健全育成のため、地域住民も関心を持つまち ○スポーツ・レクリエーション活動が活発で、住民が健康で笑顔のまち

(5) 地域福祉・子育て・生きがいつくり

○安心して生み育てる環境のまち ○気軽に子育て相談ができるまち ○高齢者がいきいきと暮らすまち

花南地区

《花南地区コミュニティ会議》

1 将来都市像

賢治の心が息づく ハートフル花南

2 まちづくりの基本目標

(1) 安全で住みよい生活環境づくり

(2) 笑顔で支えあう福祉環境づくり

(3) 自己を高める生涯学習環境づくり

(4) 大地と生きる生産環境づくり

(5) 参画と交流で培うコミュニティ環境づくり

湯口地区

《湯口地区コミュニティ会議》

1 基本理念

自然豊かな環境や、豊富な温泉を活かした、住みよいまちづくり

2 基本方針

- (1) 自らが行動し作り上げる安全で豊かな湯口の生活環境づくり
- (2) 地域ぐるみで進める湯口まなびの里づくり
- (3) 人情味あふれる人と豊かな資源を活かした元気な湯口の里づくり
- (4) 湯口の特色である観光（温泉）と農業の魅力づくり

湯本地区

《湯本地区コミュニティ会議》

1 将来像

世代間交流で築く 明るく楽しい湯本

2 重点目標

- (1) 恵まれた資源や伝統・文化を活かした地域づくり
- (2) ふれあいで築く健康で豊かな地域づくり
- (3) 誰でも安全に安心して暮らせる地域づくり

矢沢地区

《矢沢地域振興会》

1 基本理念

- (1) 私達は健康で心豊かな地域をつくれます。
- (2) 私達は積極的な参画と協働による地域づくりを目指します。

2 基本目標

- (1) 自然豊かなふるさと矢沢
- (2) 手と手をつなぐふるさと矢沢
- (3) 豊かに暮らし安全安心なふるさと矢沢
- (4) 教育・文化が豊かなふるさと矢沢

宮野目地区

《宮野目コミュニティ会議》

1 将来像

優しい・きれいな宮野目そして笑顔の宮野目

2 理念

住民の参画・協働による「魅力」と「活力」のある地域

3 基本施策

- (1) 安心して安全に暮らせるまちづくり
- (2) 暮らし支える増健・福祉のまちづくり
- (3) 担い手を見守り育むまちづくり
- (4) 魅力と活力が高まるまちづくり

太田地区

《太田地区振興会》

1 将来像

開拓の精神と協働で未来を拓く太田地域

2 基本理念

出会い、気づき、理解し合うビジョンを作成し、実践する

3 重点目標

- (1) おらほの地域はおらほが創る。出来ることからは始めるべ
- (2) みんなで守るべ豊かな自然、住みよい環境。太田はほんとにいいどころだ
- (3) 結いっこ精神で支え合いみんなでめめしぐ笑顔で暮らすべ
- (4) 年寄りから子供まで楽しぐ交流、共に学ぶべ、共に育つべ
- (5) 人ど人の繋がりで、案ずるごどなく心穏やがに暮らすべじゃ
- (6) 地域のちから（資源、人材）を引き出し活がし、豊かな太田を作るべじゃ

笹間地区

《笹間地区コミュニティ会議》

1 スローガン

緑豊かな大地 人々を思いやる笹間 ～創ろう、守ろう、育てよう～

2 地域の課題

- (1) 地域産業の振興
- (2) 高齢者・障がい者の福祉、子育て支援
- (3) 教育振興、文化・スポーツ振興
- (4) 環境保全整備、地域資源の活用

大迫地区

《大迫地区コミュニティ振興会》

1 スローガン

地域の大切なものを未来につなぐ

2 重点目標

- (1) このまちを愛します、このまちを創ります、このまちを守ります。
- (2) 健康で楽しみながらすこやかに成長することができる環境が整ったまちづくりを進めます。
- (3) 中山間地に位置する景観をそこなわずに宿場町の風情をかもしだすまちづくりを進めます。
- (4) 結いの心を育み、教育振興、伝統の継承、地域福祉、子育て支援、青少年健全育成を推進し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

内川目地区

《内川目コミュニティ会議》

1 将来像

早池峰のふところに育む心豊かな地域「うちかわめ」

2 理念

- (1) 安全で安心して住める生活環境づくり
- (2) 互いに支え合う保健福祉環境づくり
- (3) 恵まれた資源を生かした地域づくり
- (4) 自己を高める学習環境づくり
- (5) 参画と協働による温かな地域づくり

外川目地区

《外川目地区コミュニティ会議》

1 将来像

助け合いながら、安心して暮らせる地域づくり

2 目標

- (1) みんなが 安心して 元気に 暮らせる 外川目をめざします
- (2) みんなが 安全、安心な暮らしができる 外川目をめざします
- (3) ひとと文化を 未来につなぐ 外川目をめざします
- (4) 安全、安心な食と 来てみたい 住んでみたい 外川目をめざします

亀ケ森地区

《亀ケ森地区コミュニティ会議》

1 将来像

人と自然に優しい里づくり、住み続けたい亀ケ森

2 目標

恵まれた自然を活かし、環境を守り、子どもからお年寄りまで世代をこえて、「結い」の精神で支えあい、安心して住み続けたい里づくりに取り組みます。

3 私達のめざすもの

- (1) 結いっこの心で支えあい、安心して暮らせる里づくり
- (2) スポーツを通じて健康の推進と体力の向上
- (3) 亀ケ森地区教育振興運動の推進による子どもの育成と文化の継承
- (4) 環境保全、ゴミの減量化、資源ゴミの集団回収への取り組み

好地地区

《好地地区まちづくり委員会》

1 スローガン

地区民の参画・連携・協働による明るく住み良い郷土を目指して

2 重点目標

- (1) 地区民の意向を基にして地域 みんなでつくろう安心なまち
- (2) お互いが支え合う明るいまちづくり
- (3) 農商工連携のもと地域に賑わいを創造し、住民に愛着を持たれる中心街
- (4) 自然豊かな環境を整え、みんなが心豊かにくらすまちづくり
- (5) 自ら学び誰もが愛着と生きがいを持てる地域づくり

大瀬川地区

《大瀬川活性化会議》

1 将来像

明るい農村

2 基本理念とスローガン

地域の資源を活かしたむらおこし

“おーい！集まろう！創ろう！みんなの大瀬川！”

3 基本計画

- (1) 多様な交流
- (2) 安全・安心な地域づくり
- (3) 心豊かな人材の育成
- (4) 快適な環境の整備

八日市地区

《八日市地区コミュニティ会議》

1 将来像

山川のやさしさに包まれて 福祉と文化が栄える里「八日市」

2 理念と基本的な施策

- (1) 心かよう いきいき元気なまちづくり
- (2) 教育と文化を育む 心豊かなまちづくり
- (3) 明るい住みよい 生活環境のまちづくり
- (4) やさしさあふれる 福祉のまちづくり

八幡地区

《八幡まちづくり協議会》

1 まちづくりの基本理念

次世代に引き継ぐ豊かなくらしが実現できるコミュニティ

2 基本目標

- (1) 自然環境や文化環境を生かしたスローライフの実現
- (2) 語らいと助け合いで豊かなコミュニケーションのあるコミュニティ
- (3) すべての世代が安心して健康で希望をもって暮らせるコミュニティ

八重畑地区

《八重畑コミュニティ協議会》

1 テーマ

「チョボラ」で地域の安心・安全なまちづくり

2 基本計画

- (1) 「結い」でつながる安心なまちづくり
- (2) 快適で安全に暮らせるまちづくり
- (3) 思いやりにつつまれた優しいまちづくり
- (4) いきいきと活力あるまちづくり
- (5) みんなが集い、豊かな心を育むまちづくり

新堀地区

《新堀地区コミュニティ会議》

1 将来像

戸塚森に抱^{いだ}かれた 農村景観を誇り、ふれあいと支え合いに満ちた里 新堀

2 基本理念

- ・自然環境、生活環境を大切にします
- ・生命と人権^{いのち}を大切にします

3 基本計画

- (1) 安全・安心な地域
- (2) 人材を育てる地域
- (3) だれでもが共に暮らせる地域
- (4) 協働の精神を醸成する地域

小山田地区

《明日の小山田を考える会》

1 将来像

住んでいる人々が誇れる郷 明日の小山田の創造

2 重点目標

- (1) 地域みんなで創る、住み良い温かな地域づくり
- (2) 思いやりの地域づくり
- (3) 子どもたちの健全育成と、心でつながる地域づくり
- (4) 特色ある産業振興で活力ある地域づくり
- (5) 地域の力で、安心・安全な地域づくり

土沢地区

《土沢地域づくり会議》

1 将来像

もっともっといい町へ 暮らし安心のまち
人が交わり輝くまち アートの街を目指します。

2 まちづくりの基本目標

- (1) 町の中心地としてふさわしい土沢の顔を創ろう！
- (2) 行政と協働し、みんなで安全・安心なまちを創ろう！
- (3) 健康で生き生きと暮らせる生涯現役のまちを創ろう！
- (4) 住民同士の絆を深め、お互い支え合う地域社会を創ろう！
- (5) 住民総参加によるまちづくりを進め、輝くふるさとを創ろう！

成島地区

《成島地区コミュニティ会議》

1 将来像

豊かな稔りと人情味あふれ美しい伝統文化がいきづく里 成島

2 重点目標

- (1) 安心と信頼でつながる暮らしづくり
- (2) いきいきと活力ある環境づくり
- (3) 快適で魅力あふれる里づくり
- (4) 豊かな心を育むふるさとづくり
- (5) みんなが元気に輝く居場所づくり

浮田地区

《浮田地区コミュニティ会議》

1 基本理念

- (1) 浮田地区コミュニティ会議は「結いの心」を大切に自主・自立の地域づくりを推進します。
- (2) 浮田地区コミュニティ会議は、すべての住民の生命に関わる「食」を基本とした健康で住みよい地域社会を構築します。

2 基本テーマ

- (1) ドラマチック『百笑空間』浮田地区コミュニティ会議
(夢と感動を共有する農村社会を基本とした地域づくり)
- (2) 「結いの心」で支え合う浮田・中内・毒沢ならではの地域づくり
住んで「えがったあ」皆んなで「おもしろ」と思う地域づくり
- (3) 地区住民がそれぞれの生き方や地域づくりを学び、夢ある企画を計画し、助け合い、活力ある事業を実践します

谷内地区

《東和東部地区コミュニティ会議》

1 将来像

地域住民間の相互信頼を育て、健康で明るく住みよい地域づくりを目指します。

2 基本方針

いつまでも住み続けたい晴谷^{はるたに}の郷土^{さと} 健康で明るく元気なまちづくり
ーこの計画の実践はみなさんが主人公ー

3 重点推進項目

- (1) 安心安全な地域づくり
- (2) 産業振興でゆたかな地域づくり
- (3) 恵まれた自然環境とともに歩む福祉の地域づくり
- (4) 歴史・文化の薫る生涯現役の地域づくり

田瀬地区

《田瀬地域コミュニティ会議》

1 将来像

四季の彩に包まれ 優しさと結の心育む湖畔の郷 田瀬

2 計画目標

住みよい豊かな田瀬地域

3 基本計画

- (1) これからの課題を考え、より良い地域づくりの推進
- (2) 自然に恵まれた環境を守っていく活動の推進
- (3) お年寄りや障がいのある方をサポートし地域間支援の推進
- (4) 地域の特性を利用した特産物の開発
- (5) 生活環境の整備推進
- (6) 災害に強い地域づくり
- (7) 生涯学習・世代間交流の推進

資料編

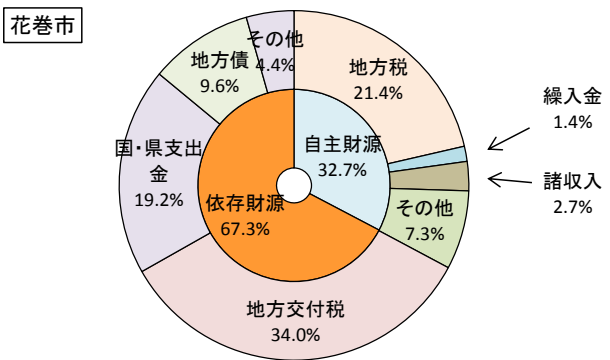
財政状況

【歳入歳出の特徴】

本市の普通会計の財政状況は、平成23年度決算を基に県内市町村(合計)と比較すると、歳入における自主財源の割合は相対的に高い状況にあります。7割ほどは依存財源に頼らざるを得ない状況です。そのうち地方交付税の割合は県内市町村とほぼ同じながら、地方債への依存度が高い状況にあります。

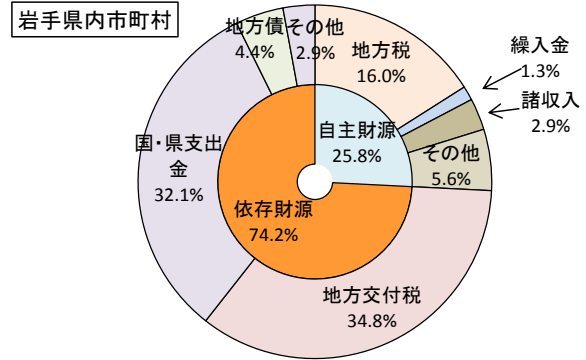
歳出では、本市の義務的経費の割合は人件費・扶助費・公債費のすべてにおいて高く、財政の硬直度高いは県内市町村と比較して高い状況にあります。

＜平成23年度歳入決算の状況＞



(単位: 百万円、%)

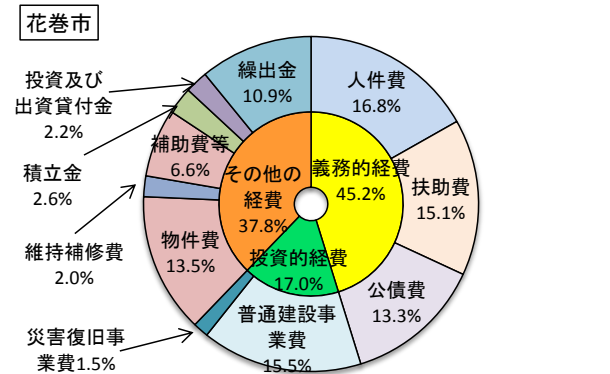
	決算額	割合		決算額	割合
自主財源	16,403	32.7%	地方税	10,726	21.4%
			繰入金	678	1.4%
			諸収入	1,364	2.7%
			その他	3,635	7.3%
依存財源	33,695	67.3%	地方交付税	17,054	34.0%
			国・県支出金	9,633	19.2%
			地方債	4,816	9.6%
			繰入金	2,192	4.4%
			その他	2,192	4.4%
合計	50,098	100.0%	合計	50,098	100.0%



(単位: 百万円、%)

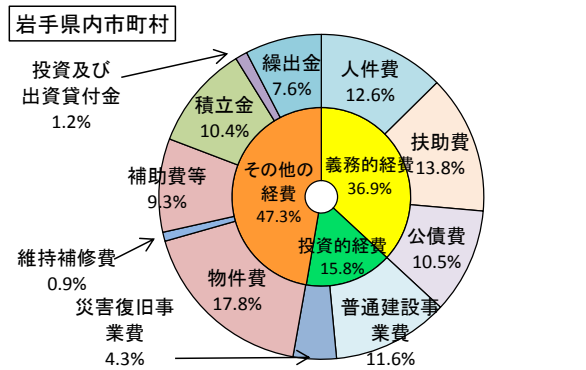
	決算額	割合		決算額	割合
自主財源	221,549	25.8%	地方税	137,406	16.0%
			繰入金	11,052	1.3%
			諸収入	24,563	2.9%
			その他	48,528	5.6%
依存財源	637,858	74.2%	地方交付税	299,130	34.8%
			国・県支出金	275,850	32.1%
			地方債	37,687	4.4%
			繰入金	25,191	2.9%
			その他	25,191	2.9%
合計	859,407	100.0%	合計	859,407	100.0%

＜平成23年度歳出決算の状況＞



(単位: 百万円、%)

大区分	決算額	割合	小区分	決算額	割合
義務的 経費	21,728	45.2%	人件費	8,100	16.8%
			扶助費	7,254	15.1%
			公債費	6,374	13.3%
投資的 経費	8,190	17.0%	普通建設 事業費	7,452	15.5%
			災害復旧 事業費	738	1.5%
その他 の経費	18,156	37.8%	物件費	6,472	13.5%
			維持補修費	964	2.0%
			補助費等	3,180	6.6%
			積立金	1,261	2.6%
			投資及び出資 貸付金	1,034	2.2%
			繰出金	5,244	10.9%
			前年度繰上 充用金	0	0.0%
合計	48,074	100.0%		48,074	100.0%



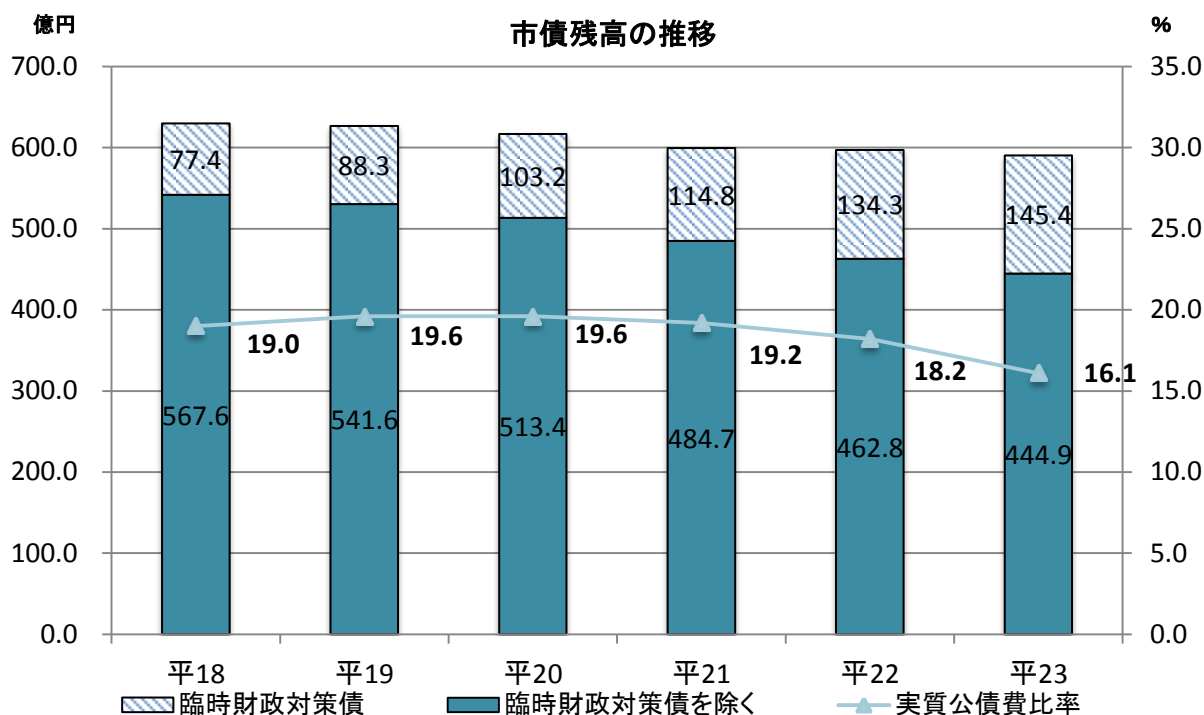
(単位: 百万円、%)

大区分	決算額	割合	小区分	決算額	割合
義務的経費	295,949	36.9%	人件費	100,878	12.6%
			扶助費	110,714	13.8%
			公債費	84,357	10.5%
投資的経費	127,025	15.8%	普通建設事業費	92,753	11.6%
			災害復旧事業費	34,272	4.3%
その他の経費	379,256	47.3%	物件費	143,094	17.8%
			維持補修費	6,975	0.9%
			補助費等	74,885	9.3%
			積立金	83,685	10.4%
			投資及び出資貸付金	9,947	1.2%
			繰出金	60,554	7.6%
			前年度繰上充用金	116	0.0%
合計	802,230	100.0%		802,230	100.0%

【市債の状況】

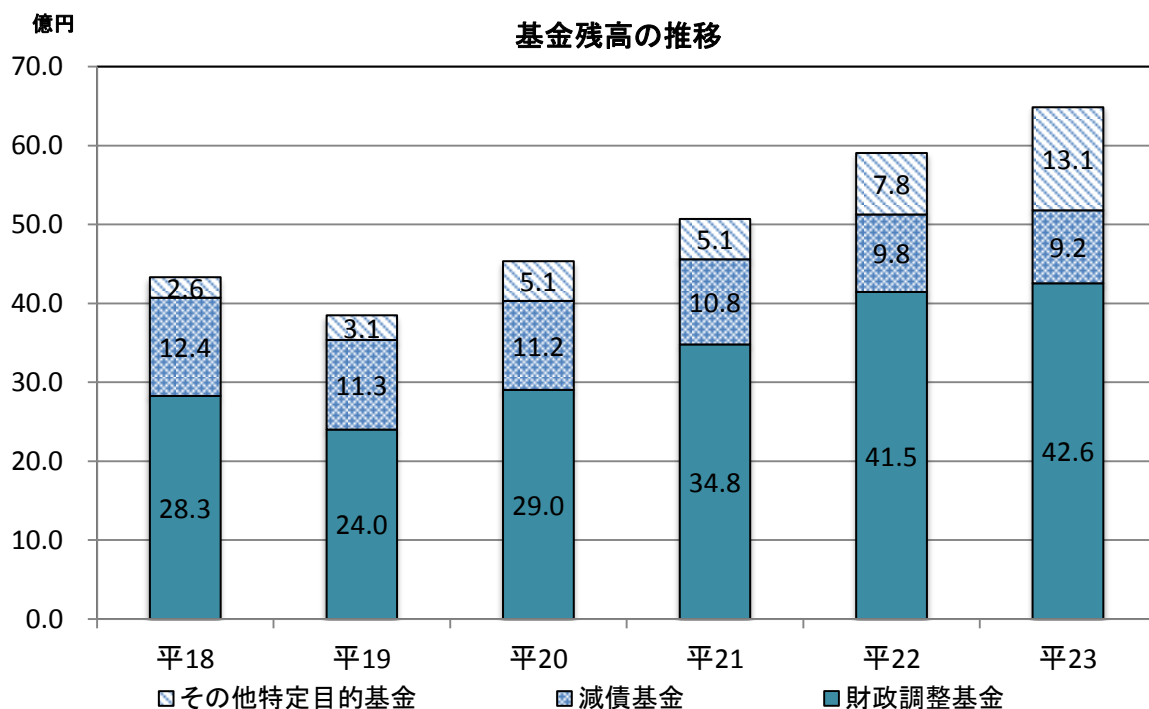
地方債への依存度が高い状況にあっても、市債残高は年々減ってきています。その中において交付税の代替財源である臨時財政対策債が年々増加の傾向にあるため、地方財政対策を注視しながらその発行に注意を払い、今後も市債残高の削減に努める必要があります。

平成23年度の実質公債費比率は、地方債の許可団体への移行基準である18%を下回りました。しかしながら、まだまだ本市の水準は高く、今後も指標の改善に取り組む必要があります。



【基金の状況】

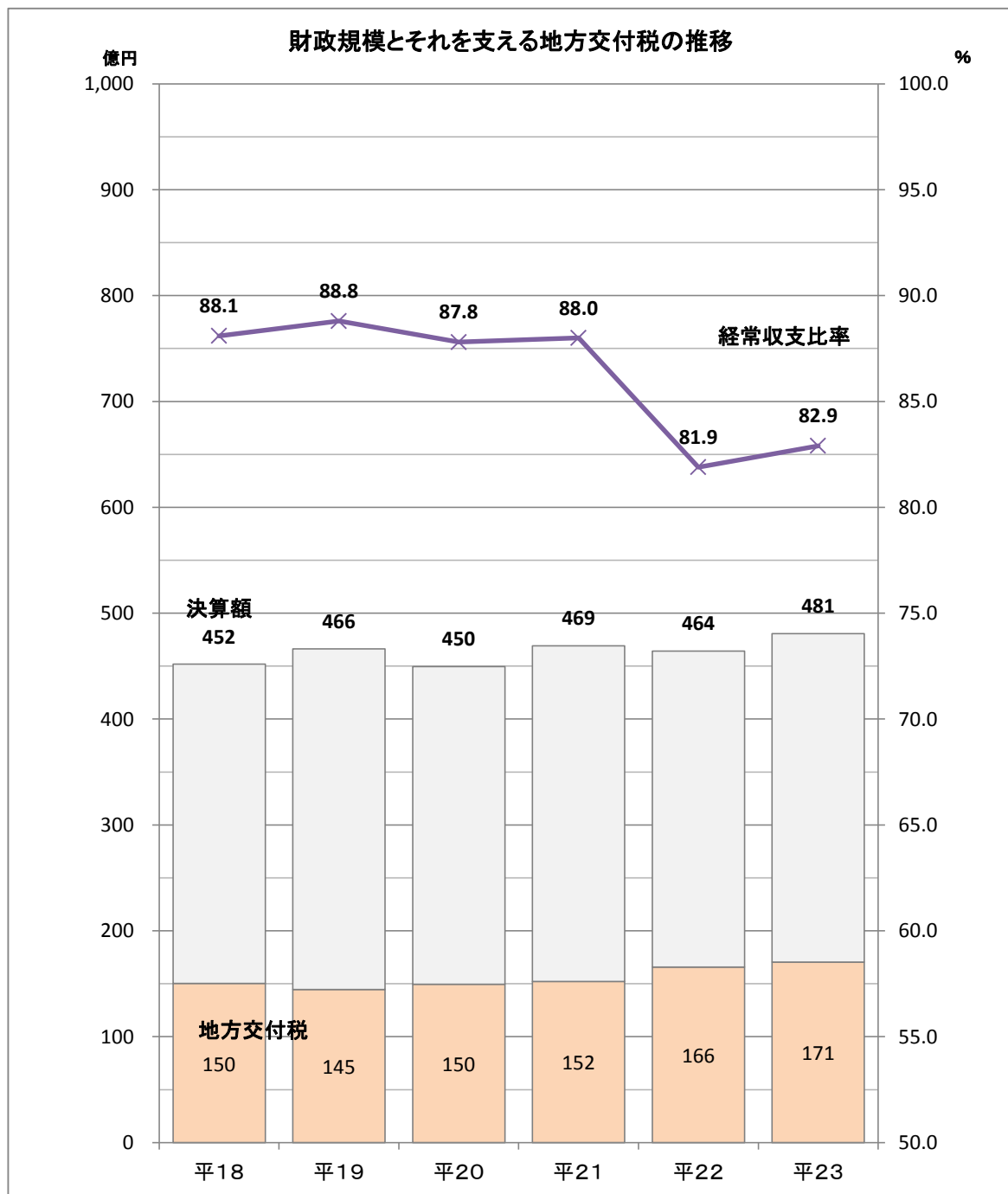
一方、基金は平成23年度末に約65億円となり、一時的な取り崩しはあったものの着実に増加してきています。今後も、東日本大震災のような大規模災害など、不測の事態に備えた基金を確保する必要があります。



【地方交付税の状況】

本市の地方交付税は、財政規模の3分の1以上を占める主要な財源の一つです。現在は、合併算定替という算定方法の特例により普通交付税を約20億円ほど多く交付されていますが、この特例措置も平成32年度をもって終了することになっています。

特例措置の終了後は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の上昇が懸念されることから、経常経費の削減等に取り組みながら財政規模の縮小に努める必要があります。



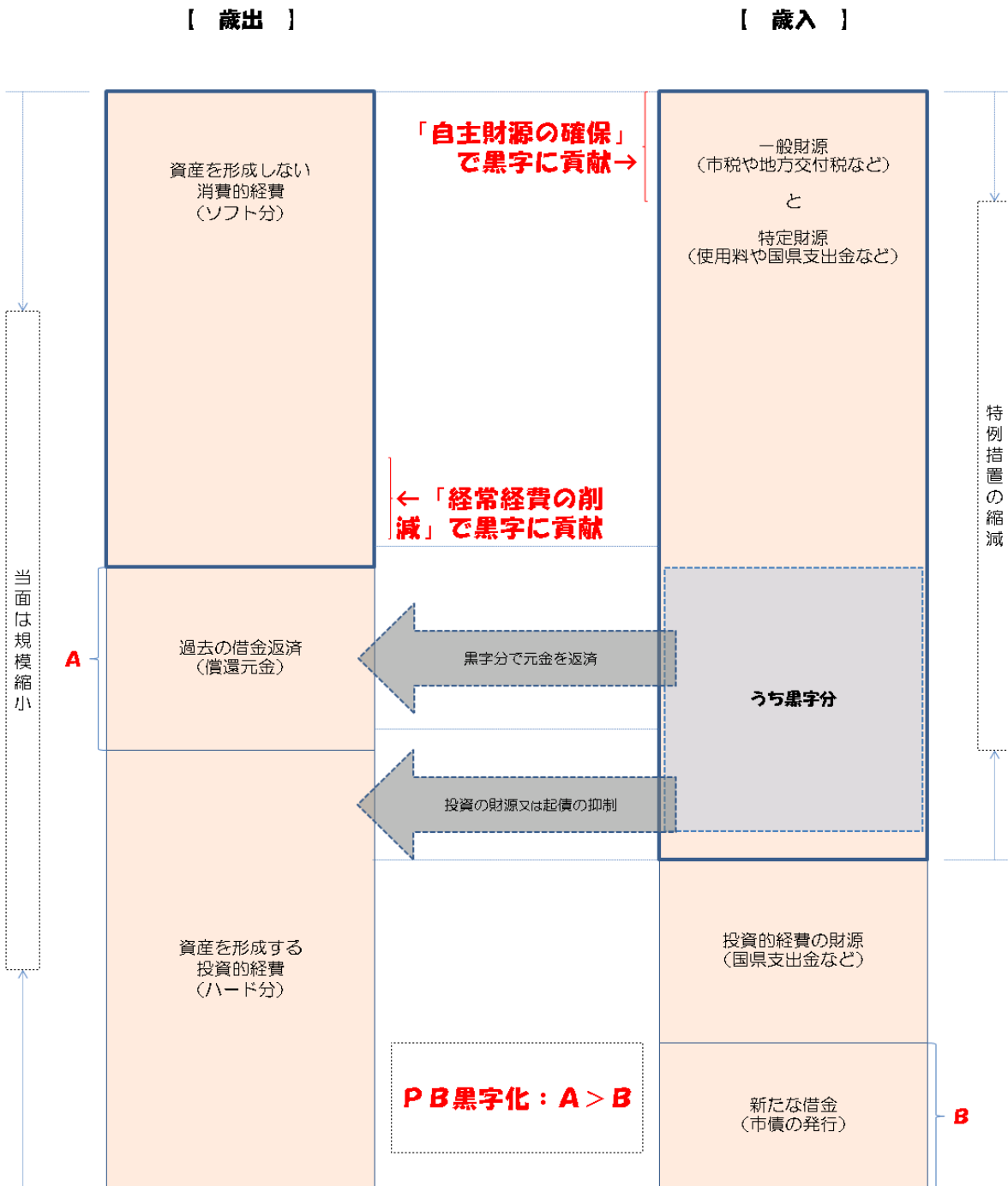
【持続可能な財政運営】

以上のように、本市は、相対的に地方債への依存割合が高く、財政の硬直度高い状況にあります。今後は合併算定替という特例措置が終了することから、市税や地方交付税など歳入規模に応じた「財政規模」を目標に、当面は規模を縮小しながら持続可能な財政運営に努める必要があります。

具体的には、行財政改革の視点から「自主財源の確保」と「経常経費の削減」に取り組み、経常収支比率の上昇を抑える必要があります。

あわせて、プライマリーバランスの黒字を維持することで市債残高を削減しながら、当市が健全に発展できるように、まちづくりの財源を最大限確保していく必要があります。

持続可能な財政運営



用語解説

あ 行

◆一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計。

◆温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称をいう。具体例としては、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

か 行

◆合併算定替え

合併市町村に係る普通交付税の算定方法の特例で、合併後の一定期間に限って、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにするための特別な算定方法。

◆基本的生活習慣

子どもが心身ともに健康に育つために生活の基盤となるもので、日常生活の基本となる食事・睡眠・清潔・排泄・衣服の着脱等の生活習慣のこと。

◆行政評価

行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るための行政運営の一手法。

◆協働

市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標に向けて、それぞれの役割と責任をもって、協力し行動すること。

◆経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標。人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを示す。

◆合計特殊出生率

一人の女性が妊娠可能年齢(15 歳から 49 歳)の間に産む子どもの平均数。

◆コミュニティ会議

本市において、地域の自主的なまちづくりを推進するための基本的な区域として置いているコミュニティ地区内の住民が自主的に組織する団体。各コミュニティ地区に1つのコミュニティ会議があり、地区内の住民の参画と協働により、住みよいまちづくりを進めている。

◆コミュニティ地区

花巻市コミュニティ地区条例により、地域の自主的なまちづくりを推進するための基本となる区域として置く地区。市内に 27 地区がある。

さ 行

◆参画

市民が、主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわること。

◆自己肯定感

自分の良い面のみならず、欠点や短所も含め、ありのままの自分を「これが自分なのだ」と受け入れ、「自分のことが好き」「自分はかけがいのない存在だ」「生まれてきてよかった」などと思える心の状態をいう。

◆実質公債費比率

地方債の元利償還金が及ぼす財政負担の程度を表す指標。地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合で、過去3か年の平均値で表す。

◆地場産品

地元で生産されたり、加工された物品。

◆社会教育

学校教育以外の主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。

◆就学前教育

0歳から小学校入学までの乳幼児期における教育。小学校以降の学習内容を早期に取り入れるのではなく、生涯にわたる人間形成の基礎となる基本的生活習慣や行動様式を乳幼児の発達段階に応じて適切に教え、育んでいくこと。

◆循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいう。

◆振興センター

本市において、地域づくりやコミュニティ活動、地域住民に身近な生涯学習の拠点として27か所に設置。各種証明書の発行も行う。

◆水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させることや、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化されること。

◆成長分野

成長拡大の可能性が高く見込まれる分野のこと。医療、福祉、自動車関連など。

た 行

◆地域主権

本市において、「地域のまちづくりは、その地域に住む住民自らの手で」とする考え方。地域の課題を自ら考え、行動し、解決していく仕組み。

◆地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行すべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税。

◆地方分権

国の事務権限や財源を地方に移したり、国から地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとする考え方。

◆特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して個別に処理するための会計。なお、特別会計は、法律で設置が義務付けられているもの（例：国民健康保険や介護保険などの特別会計）と条例を定めて設置するもの（例：公共下水道事業特別会計）に分けられる。

は 行

◆花巻市まちづくり基本条例

参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる花巻市を実現することを目的に、まちづくりに関する基本的な事項を定めた条例。

◆普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているなどのため、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上で統一的に用いられる会計区分。

◆普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、人口や面積などで積算される基準財政需要額が、市民税などの基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付される。

◆プライマリーバランス

地方債の償還元金と発行額の収支。償還元金が発行額を上回れば黒字となり、地方債残高が減少する。

ま 行

◆民俗芸能（郷土芸能）

民族それぞれの社会生活の中で、住民みずからが演者となって伝承してきたきわめて地域性の濃い演劇、音楽の類をいう。いずれも、地域の生活・風土と結びついて伝承されるものだけに郷土色が濃いことから、郷土芸能とも呼ばれる。